

平成31年第1回

# 太子町議会定例会会議録

開会 平成31年3月1日

閉会 平成31年3月22日

太子町議会

## 平成31年 第1回太子町議会定例会会議録目次

### 第1日（3月1日）

開会宣告	3
会議録署名議員の指名	10
会期決定の件	10
議案第2号 太子町立幼稚園設置条例中改正の件（町長提出議案）	10
議案第3号 太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町 重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件（町長 提出議案）	10
議案第4号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）	10
議案第5号 平成30年度太子町一般会計補正予算（第6号）（町長提出議 案）	12
議案第6号 平成31年度太子町一般会計予算（町長提出議案）	13
議案第7号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議 案）	13
議案第8号 平成31年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）	13
議案第9号 平成31年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）	13
議案第10号 平成31年度太子町下水道事業特別会計予算（町長提出議案）	13
議案第11号 平成31年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）	13
議案第12号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議 案）	13
諸般の報告（監査・南河内環境事業組合議会・大阪広域水道企業団議会）	16
散 会	22

### 第2日（3月20日）

開 議	25
一般質問	25
散 会	55

### 第3日（3月22日）

開 議	60
報告第2号 平成30年度太子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分 の件（町長提出議案）	60
議案第2号 太子町立幼稚園設置条例中改正の件（福祉文教常任委員 長報告）	62
議案第3号 太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町 重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件（福祉 文教常任委員長報告）	62
議案第4号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員 長報告）	62
議案第5号 平成30年度太子町一般会計補正予算（第6号）（予算常任 委員長報告）	62
議案第6号 平成31年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）	62
議案第7号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常 任委員長報告）	62
議案第8号 平成31年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり 常任委員長報告）	62
議案第9号 平成31年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり 常任委員長報告）	62
議案第10号 平成31年度太子町下水道事業特別会計予算（総務まちづくり 常任委員長報告）	62
議案第11号 平成31年度太子町介護保険特別会計予算（福祉文教常任委員 長報告）	62
議案第12号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常 任委員長報告）	62
議案第13号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）	78
議案第14号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第1号）（町長提出議 案）	80
閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員長・広報特別委員長・	

	生涯学習施設建設調査特別委員長) …	82
閉	会……………	83

【第 1 日】

平成31年 第1回太子町議会定例会会議録

平成31年3月1日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（11名）

1番	羽山茂男君	7番	山田強君
2番	森田忠彦君	8番	寺町幸雄君
3番	辻本馨君	9番	田中祐二君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	中村直幸君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	池田貴則君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	村上正規君
総務部長	奥埜雅偉君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	辻隆史君	子育て支援課長	浅野達雄君
健康福祉部長	横田勝君	福祉課長	林達也君
教育次長	今川新八君	高齢介護課長	東條信也君
秘書課長	堀内孝茂君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	吉田雅樹君	教育総務課長	田中清君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	学務指導課長	西野直美君
税務課長	松岡健一君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
住民人権課長	米田正径君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 清水敏喜

---

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案第 2号 太子町立幼稚園設置条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第4 議案第 3号 太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第5 議案第 4号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第6 議案第 5号 平成30年度太子町一般会計補正予算（第6号）（町長提出議案）
- 日程第7 議案第 6号 平成31年度太子町一般会計予算（町長提出議案）
- 日程第8 議案第 7号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第9 議案第 8号 平成31年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第10 議案第 9号 平成31年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第11 議案第10号 平成31年度太子町下水道事業特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第12 議案第11号 平成31年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第13 議案第12号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第14 諸般の報告（監査・南河内環境事業組合議会・大阪広域水道企業団議会）

○議長（中村直幸君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会が招集されました。皆様におかれましては、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（浅野克己君） 平成31年第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごとに暖かさが感じられ、木々の芽吹きに春を感じる頃となって参りましたが、本日、定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には、公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会へ提出致します案件でございますが、条例案としまして、太子町立幼稚園設置条例中改正の件他2件、予算案としまして、補正予算案で、平成30年度太子町一般会計補正予算（第6号）の1件、当初予算案としまして、平成31年度太子町一般会計予算、他6件、以上、合わせまして11件でございます。

尚、施政方針につきましては、後ほど発表させて頂きたいと存じます。

又、各議案の内容につきましても、改めてご説明をさせて頂きますので、何卒よろしくご審議を頂き、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせて頂きます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（中村直幸君） 本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。

これより、平成31年第1回太子町議会定例会を開会致します。

議事に入る前に、町長より平成31年度施政方針について発言を求められていますので、これを許します。

町長。

○町長（浅野克己君） 平成31年第1回太子町議会定例会の開会に当たり、平成31年度当初予算並びに諸案件のご審議をお願いするにつき、町政に取り組む所信の一端を申し述べ、議員各位を始め、住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年は4月に新元号が発表され、新たな時代の幕あけを迎えることとなりますが、6月には大阪でG20サミットが、9月から日本各地を舞台にラグビーワールドカップ、



又、来年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、日本が政治、経済、そしてスポーツの場面において、世界中から大いに注目を浴びることになるところであり、この機会を本町の知名度アップ、シティセールスを進める為の追い風にしなければならぬものと思っております。

さて、私も町長に就任してから既に11年が経過し、3期目の任期も残すところ1年余りとなりましたが、これまで住民の皆様から付託されました様々な行政目標や自らが公約しました施策の推進を図り、誰もが住みたくなる、住み続けたくなるまち 太子町を目指し、全力で取り組んで参りました。今後も第5次総合計画に掲げる将来像の実現の為、5つの基本目標の達成に向けて取り組むべき課題を次世代に負担を先送りすることなく、スピード感を持って、着実、又、確実に進めて参りますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、我が国における少子高齢化は、経済面での成長の制約要因であると共に、財政面においては、若年人口の減少による医療費等の減少という側面がある一方で、社会保障の支え手の減少や高齢者の医療・介護費による歳出増の圧力を通じて、財政健全化の足かせになるとされております。

こうしたことから、国においては、地方行財政の持続可能性向上に向けて、地方創生や東京一極集中の是正を図り、東京から地方への人、物、金の流れを促進することで、個性と活力ある地域経済を再生し、又、地方歳出についても、国の取り組みと基調を合わせて、歳出改革等の加速・拡大に取り組み、歳出効率化等に頑張る地方自治体を支援すると共に、見える化の推進等を通じて改革意欲を高め、効率の高い先進優良事例の横展開と同時に、事業のデジタル化、標準化、広域化等を後押しし、今後の社会保障関係費の増加圧力の拡大、地域コミュニティや社会ネットワーク、福祉、教育、人づくり等に係る新たなサービスの需要の増加、地域間の税源偏在といった課題に対処し、自治体により自律的かつ自由度高く行財政運営が出来るよう、取り組みを進めることとしております。

大阪府においては、これまで築いてきた変革と挑戦の姿勢を再確認し、成長と安全・安心のよき循環による、豊かな大阪の実現を図るとされる中、施策の推進に当たっては、民間のアイデアや賃金の活用等、最大の効果が得られる工夫を凝らすと共に、身近な行政サービスの担い手である市町村の基礎自治機能の充実を図りながら、連携して取り組みを進めていくとしているところであります。

本町においても、人口減少と共に、少子化、超高齢化社会が進展するという問題を抱え、ますます厳しい行政運営が強いられることが見込まれる中、健全財政を維持しながら、時代の変化や複雑化・高度化する行政課題に、柔軟かつ創造的に対応出来る体制を確立出来るよう、財政規律を堅持し、持続可能な財政構造の確立を図らなければならないところであります。

しかしながら、厳しい財政状況下においても、住民皆様の安全・安心な暮らしを守っていく為には、子育て支援や社会保障等の取り組みに加え、近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による風水害、又、近い将来に予測されている南海トラフを震源とする巨大地震等への備え、更に、公共施設等の老朽化・長寿命化対策や安全性の確保等、新たな行政課題、行政需要への対応が求められることから、施策の優先度を踏まえた取り組みの重点化に加え、既存事業の必要性を見極める等、選択と集中の考えのもと、限られた財源による効率的・効果的な財政運営の徹底により、第5次総合計画に掲げる自然像・将来像、人と自然と歴史が交流し、未来へつなぐ和のまち たいしの実現と共に、持続可能なまちづくりを目指して参りますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本町の平成31年度当初予算案については、第5次総合計画に掲げる基本計画に即し、事業の優先度や必要性、又、効率性等を十分精査した上で適正な財源を確保し、歳入と歳出の均衡を図り、予算編成を行ったところでございます。

平成31年度の各会計予算は、一般会計では52億8千681万円、特別会計では3億6千414万8千円となり、全会計総計では86億5千95万8千円となりました。

尚、当初予算案につきましては、提案理由の中でご説明を致しますが、ここでは主な施策を第5次総合計画の柱に沿ってご説明を致しますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、心健やかで、元気に暮らせるまちづくりについてであります。

少子高齢化が進展する中、子どもを安心して産み育てることが出来る環境づくり、又、高齢者が生き生きと元気で張りのある生活が出来るまちづくりに引き続き取り組んで参ります。子ども、高齢者、障がい者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことが出来る地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの構築を見据え、社会福祉協議会と更なる地域福祉の推進を図る為、包括連携協定を結び、見守り支援関連事業等、様々な地域づくりに資する事業を社会福祉協議会が主体となり、一体的に実施

することにより、地域の支援者等への負担軽減と、より効果的な事業展開を図ること、又、個人や世帯が抱える複合的な課題等への包括的な支援システムを構築すると共に、高齢者等と協議し、地域に必要とされる社会資源を創出して参ります。

特に、ますます伸展する今後の超高齢化社会における施策展開については、地域の支援ニーズや資源の状況等を見据え、時代の背景に適合した見直しを継続的に行うことが必要であり、高齢者自らが地域づくりを担うことが重要と考えています。

その一環として、敬老祝い金の見直し及び町主催の敬老会を、老人クラブの活性化促進を含めた地域での集いの場へ移行し、地域での創出を進めて参ります。

又、毎年記録的な猛暑となる中、高齢者を始めとする住民の活動の場であるグラウンドゴルフ等、多目的交流広場への日よけシェルター設置や、障がい者・障がい児が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点コーディネーターの共同配置を行います。

多胎児での出産を安心して迎えられる為の環境を整えると共に、経済的負担の軽減を図る為、多胎児妊婦の健康診査費用に対する助成制度を拡充して参ります。又、次世代を担うまちの宝である子ども達の大きな節目となる小中学校入学時に、祝い品の贈呈を行って参ります。

又、本町の健康づくりと食育推進の基本的な方向を示すことを目的とした、住民が主体となって健康増進・食育推進の活動を進める実効性のある計画として、第3次健康太子21が、平成32年度に計画期限を向かえることから、新たな第4次健康太子21の策定に向けた取り組みを進めて参ります。

続きまして、支え合い、安心して暮らせるまちづくりについてであります。

昨年を振り返りますと、6月には大阪北部地震が、7月には西日本の広範囲にわたって豪雨災害をもたらした、平成30年7月豪雨が起り、更には、9月に入り、大型台風による風水害と共に大規模停電が発生する等、自然の猛威を改めて感じたところであり、引き続き、災害に強い基盤整備と共に防災体制の充実を図って参ります。

普通河川、太井川の下流部における未改修部分の護岸改修を引き続き行います。又、耐震力不足にある建築物の除却、土砂災害特別警戒区域内等の建築物の移転及び補強に対する新たな助成制度を創設し、市街地の水防ため池について、ハザードマップの作成を行って参ります。

長寿命化計画に基づく、町道山田春日線の改修や塚の前公園の遊具更新、又、点検結

果に基づく橋梁長寿命化計画の策定や下水道事業における管渠等、既存施設を計画的かつ効率的に維持管理していく為、ストックマネジメント計画の策定を行い、より安全性を確保出来るよう、引き続き計画的に対策を進めて参ります。

平成30年度に埋め立てを行っております春日にごり池の整備については、東屋やベンチの設置、植栽等の修景整備を行い、地域コミュニティの醸成の場として、又、来訪者の憩いの場として活用して参ります。

暮らしの利便性に関しましては、平成30年度に策定する地域公共交通網形成計画に基づき、引き続き、地域に不足した地域公共交通の実現に向けた協議等を地域公共交通会議で進めて参ります。

防災対策に関しましては、防災訓練での意識の高揚を促すことはもとより、自助・共助・公助による災害に備えた体制を確保し、支え合い、安心して暮らせるまちづくりに努めて参ります。又、消火活動と共に、近年、激甚化、そして頻発する自然災害において、よりその重要性を増している消防団活動の強化を図る為、消防団員の装備品等の充実を図って参ります。

続きまして、活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくりについてであります。

観光まちづくりを推進していく為には、竹内街道を始め、町内に点在する有形・無形の文化財を面的に活用すると共に、住民の地域に対する誇りと愛着を育むことが重要であり、引き続き、聖徳太子のまちとして知名度を高め、ブランド力の強化を図って参ります。

竹内街道の日本遺産認定から間もなく2年を向かえることとなり、これまでの観光振興やシティプロモーション等が、交流人口の増加へとつながってはいるものの、今後も着実にステップアップし、関係人口の増加へ結びつけていく為には、本町のシンボルである聖徳太子の没後1400年となる2021年をターゲットイヤーとして、これまでの取り組みをブラッシュアップすると共に、更に加速させる必要があります。先月設立されました実行委員会を中心に、住民を始め、観光まちづくり協会等地域の多様な主体との連携、協働を図ると共に、空き家等を活用した町家カフェ誘致の為の助成制度を創設する等、より積極的な取り組みを進めて参ります。

又、道の駅についても、物件スペースの拡充による特産品のPRや販売の強化を図っておりますが、引き続き情報発信拠点としての機能強化を推進し、歴史的資源等を活用した観光及び農業の活性化につなげて参ります。

ふるさと納税については、地域資源の有効活用と共に、制度の趣旨に沿った適切な運用を図り、本町の知名度アップ並びに地域の活性化に引き続き取り組んで参ります。平成31年度は、子育て支援施策や観光施策に活用させて頂くこととしておりますが、今後も寄付者の意向を尊重し、その寄付目的に合った施策に活用して参ります。

続きまして、豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくりについてであります。

生涯学習施設の整備については、平成29年6月の特別委員会設置以降、様々な議論を重ねて頂いてきたところですが、昨年9月にご提案致しました民間事業者による客観的な判断基準に基づく建設候補地の選考を行って頂いた結果、当初計画におけるコンセプトである駐車場の共有化や現図書室の活用、安全性の確保等が踏襲されることに加え、既存施設を有効活用出来る役場敷地内であり、耐震性に不安のある施設の解消、更には、公民館とまちづくり観光交流センターの集約化による経費削減が図られる、現在のまちづくり観光交流センターの敷地を新たな建設予定地とすることに決定を頂いたところであります。

生涯学習施設の整備を進めるに当たっては、これまでの遅れを少しでも取り戻し、多くの住民が待ち望んでおられる生涯学習施設の早期実現に加え、昨年のおおし北部地震等を踏まえ、耐震性に不安のある施設を一日でも早く解消すべく、先の臨時会に債務負担行為の設定に係る補正予算としてご議決を頂きました。基本設計及び実施設計費を計上させて頂いております。

続きまして、学校・教育施設の老朽化対策については、継続的、計画的に進めておりますが、町立中学校の受水槽や校舎屋上防水等の大規模改修を行うと共に、町立磯長、山田両小学校と中学校のトイレの洋式化等に向けた実施設計を行って参ります。又、町立総合スポーツ公園の老朽化対策等につきましても、総合体育館の空調設備やトイレのバリアフリー化等の改修を進めると共に、スポーツ公園屋外トイレの改修の為の実施設計を行って参ります。

給食センターについては、調理室及び洗浄室の天井部分並びに空調電気設備等の機能改善を目的とした改修を行い、衛生環境のより一層の向上を図ります。更に、センター開設当初から使用している排水処理施設を更新する為の実施設計を行い、安全で安心な学校給食を安定的に供給出来るよう、引き続き努めて参ります。

国指定史跡二子塚古墳については、引き続き、貴重な歴史遺産として、より適切に保

存管理し、地域振興・観光振興の拠点として活用を図る為の整備に向け、新たに確認された史跡地及び周辺整備に必要な用地の購入等を行って参ります。

最後に、みんなで歩む協働のまちづくりについてであります。

今後、本町においても、人口減少、少子高齢化の進展が行政運営に影響を及ぼすことが見込まれることから、引き続き、住民を始め地域の多様な主体との信頼関係に基づく連携・協働のまちづくりを進めて参ります。

下水道事業においては、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、効率的で機動的な事業運営を行い、安定したサービスを提供する為、2020年度からの地方公営企業法適用に向けた作業を進めて参ります。

働き方改革の実践においては、勤怠管理システムを活用する等、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みとして、長時間労働の是正、業務効率化等を促します。又、第5次総合計画の実現や各種計画を確実に進め、次世代に向けて持続可能なまちづくりに繋げていけるよう、健全な財政運営の確立に向け、行財政改革に継続して取り組むと共に、引き続き、周辺自治体との連携・協働化等により、行政サービスの向上に努めて参ります。

以上、今議会に提案しております予算案を中心に、今後取り組む新たな施策、事業についてご説明を申し上げます。

少子高齢化と共に人口が減少するという大きな人口構造の変化は、本町にとっても非常に大きな課題であります。本町の個性や特色を効果的、戦略的に生かした施策の推進による地域の活性化を図ると共に、健全財政の維持に向けた更なる創意と工夫により、平成の、そして、その先の時代に向かって、持続可能な暮らしやすいまちづくりに取り組んで参ります。

最後になりますが、行財政運営においては、地域の個性を生かした、これからの時代にふさわしい自主的で自律的なまちづくりが一層求められる中、引き続き地域の発展と住民福祉の向上を図り、住民の皆様と行政がまちづくりに向けた課題の認識を共有する、誰もが住みたくなる、住み続けたくなるまち 太子町の実現に向けて、職を邁進して参りますので、どうか議会並びに住民の皆様には、尚一層のご理解とご協力、そして、ご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げます。私の平成31年度の町政運営に対する施政方針と致します。ありがとうございました。

○議長（中村直幸君） それでは、直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております通りでございます。

---

○議長（中村直幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、阪口議員、6番、西田議員を指名致します。

---

○議長（中村直幸君） 日程第2、会期決定の件を議題と致します。

今回の定例会については、2月21日に開催されました、議会運営委員会において、検討頂きました結果、会期は本日3月1日から22日までの22日間ということで協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月22日までの22日間と決定致しました。

尚、定例会の運営予定ですが、お手元に配付しております通り、本日は提出されました全ての議案を上程致しまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させて頂きたいと思います。

次に、委員会の日程ですが、3月5日と11日に福祉文教常任委員会を、6日と7日に予算常任委員会を、8日に総務まちづくり常任委員会をそれぞれ開催して頂き、審議が残りましたら、12日と14日の予備日を充てて頂きたいと思います。又、追加議案等がありましたら、19日に議会運営委員会と全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

20日に一般質問で本会議を再開させて頂きますが、この一般質問の通告締め切りにつきましては、5日の午後5時とさせて頂きます。

22日に最終本会議を再開させて頂きまして、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

尚、本定例会までに受理致しました意見書・陳情書等につきましては、幹事長会にてその取り扱いを決めて頂き、措置したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

---

○議長（中村直幸君） 日程第3、議案第2号から日程第5、議案第4号まで、これら3件を一括議題と致します。

順次、提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（今川新八君） おはようございます。議案第2号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、幼児を持つ保護者の就労形態の多様化に伴って、町内外の私立幼稚園では、預かり保育時間を平日の午後5時以降まで実施されておられるといった状況の中、保護者から、預かり保育時間の延長、春季休業及び冬季休業期間中の預かり保育を求める要望や、本町の総合教育会議での同趣旨を肯定する委員のご意見等を踏まえ、町としての子育て支援策の一環として保育サービスの拡充を行う為に所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、預かり保育料を日額から時間単価30分単位に改め、又、預かり保育時間の延長及び長期休業期間中の預かり保育開始時間を30分前倒しの8時30分からとし、更には、春・冬季休業期間中も新たに実施させて頂くというものでございます。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第3号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、所得税法等の一部を改正する等の法律及び厚生労働省令の整備等に関する省令が施行されたことに伴い、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例につきましては、控除対象配偶者の定義が変更されたことに伴い、控除対象配偶者を同一生計配偶者に変更する他、所得を確認する期間を各年1月から6月までを1月から9月までに変更し、又、太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例につきましては、控除対象配偶者を同一生計配偶者に変更するものでございます。

続きまして、議案第4号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。



本改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成31年1月25日に交付されたことに伴い、国民健康保険料の軽減措置の基準を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、5割軽減及び2割軽減の基準を国基準に改め、軽減枠の拡充を図るものでございます。

以上、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第2号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件、議案第3号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件及び議案第4号、太子町国民健康保険税条例注改正の件の3件は、福祉文教常任委員会に付託致します。

---

○議長（中村直幸君） 日程第6、議案第5号、平成30年度太子町一般会計補正予算（第6号）、これを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（奥埜雅偉君） 議案第5号、平成30年度太子町一般会計補正予算（第6号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額からそれぞれ9千919万2千円を減額し、総額を49億2千404万5千円とするものであります。

本補正予算の主な内容でございますが、歳出につきましては、障がい者の自立支援に要する経費、ふるさと太子応援基金寄付金に関する経費に係る予算等を増額すると共に、年度末を迎え、各種事業費の精査に伴う減額を行っております。

歳入につきましては、交付額確定に伴う地方交付税及び歳出増額に伴う財源措置を行うと共に、事業費等の精査に伴い、国府支出金、財政調整基金繰入金及び町債等の精査をあわせて行っております。

本補正予算案について、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い

願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第5号は、予算常任委員会に付託致します。

---

○議長（中村直幸君） 日程第7、議案第6号から日程第13、議案第12号まで、これら7件を一括議題と致します。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（奥埜雅偉君） 議案第6号、平成31年度太子町一般会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成31年度予算は、第5次総合計画に挙げた、人と自然と歴史が交流し、未来へつなぐ和のまち たいしの基本理念に基づき編成をしております。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億8千681万円で、前年度に比べ4億6千751万7千円、9.7%の増となっております。

歳入につきましては、町税では、市町村たばこ税の減により、前年度比1千810万円減の14億910万円を計上しております。又、地方交付税につきましては、地方財政計画や過去の交付額実績等を勘案し、前年度比4千万円増の14億2千万円を計上しております。

歳出につきましては、新規事業として包括的支援体制構築事業、多胎児妊婦に対する助成、預かり保育事業の保育時間の延長及び建築物の耐震化推進の為の助成、懸案となっておりました生涯学習施設の建設地の決定に伴う生涯学習施設等整備事業、過年度からの計画事業である中学校大規模改修事業や二子塚古墳保存整備事業等を計上しております。

本予算案につきまして、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億2千688万9千円で、前年度に比べ711万7千円、0.5%の減となっております。

歳入につきましては、保険料で被保険者数の減少に加え、大阪府域地方税徴収機構と連携した収納対策が進んだことによる滞納額の減少、急激な保険料の上昇を緩和する目的で、国保財政調整基金からの繰入を計上したことにより、前年度に比べ1千83万2千円減の3億817万5千円を計上しております。

府支出金では、保険給付費の減少があるものの、予備費の財源をこれまでの保険料から保険給付費や保健事業費の財源である保険給付費等交付金に変更したことから、前年度に比べ121万8千円減の10億9千815万3千円を計上しております。

歳出につきましては、本町が収納した保険料や大阪府に納付する国保事業費納付金が、介護納付金等の増加による影響で、昨年度に比べ2千750万4千円増の4億2千237万4千円を計上しております。又、歳出の大半を占めます保険給付費につきましては、1人当たり医療費を約3%程度見込んでいるものの、被保険者数の減少等により、前年度に比べ3千51万6千円減の10億3千586万5千円を計上している他、保健事業費では、特定保健指導に係る業務委託料を新たに計上したことで、前年度に比べ100万1千円増の2千202万6千円を計上しております。

本予算案について、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 総務部長。

○総務部長（奥埜雅偉君） 議案第8号、平成31年度太子町山田財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千512万2千円で、前年度と比べ43.4%の増となっております。

歳入につきましては、下請料及びN T T用地賃借料等の財産収入及び基金繰入金等を計上しております。

歳出につきましては、財産の管理に係る費用及び基金積立金の他、昨年9月4日の台風21号による山田財産区財産維持管理事業費の負担金として、一般会計への繰出金を計上しております。

続きまして、議案第9号、平成31年度太子町春日財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ92万9千円で、前年度に比べ0.3%の減となっております。

歳入につきましては、基金利子や財産貸付収入及び基金繰入金等を計上しております。

歳出につきましては、財産の管理に係る費用等を計上しております。

本予算案について、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（辻 隆史君） 議案第10号、平成31年度太子町下水道事業特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1千379万7千円で、前年度に比べ1千347万6千円、3.4%の増となっております。

歳入につきましては、使用料は、人口減少によるマイナス要因はあるものの、消費税率の改定による増収を見込んだ結果、前年度比0.3%の増、一般会計からの繰入金は、前年度比3.5%の増、町債は、借換債も含めまして、前年度比1.4%の増となっております。

歳出につきましては、下水道総務費で、ストックマネジメント計画策定経費や流域下水道負担金の増等に伴い、前年度比14.5%の増、下水道建設費は、公共下水道建設改良費の減に伴い、前年度比9.6%の減、公債費は、前年度比0.6%の増となっております。

本予算について、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第11号、平成31年度太子町介護保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1千117万7千円で、前年度に比べ2千41万1千円、1.7%の増となっております。

歳入につきましては、保険料、又、負担金及び交付金等を介護給付費等に伴うそれぞれの負担割合により計上しております。

歳出につきましては、予算の大半を占める保険給付費で、介護サービス利用の増加等により、前年度に比べ2.4%増の11億1千749万1千円を計上しております。又、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業及び包括的支援事業等の地域支援事業費は、7千623万5千円を計上しております。

続きまして、議案第12号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9千623万4千円で、前年度に比べ1千19万8千円、5.5%の増となっております。

歳入につきましては、保険料及び一般会計からの繰入金等を計上しております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金及び収納に係る事務費等を計上しております。

本予算案につきまして、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第6号、平成31年度太子町一般会計予算は予算常任委員会に、議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算、議案第11号、平成31年度太子町介護保険特別会計予算及び議案第12号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の3件は福祉文教常任委員会に、議案第8号、平成31年度太子町山田財産区特別会計予算、議案第9号、平成31年度太子町春日財産区特別会計予算及び議案第10号、平成31年度太子町下水道事業特別会計予算の3件は総務まちづくり常任委員会に、それぞれ付託致します。

---

○議長（中村直幸君） 日程第14、諸般の報告を議題と致します。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

村井議員。

○4番（村井浩二君） 2月15日に、平成31年第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

当日、定例会では5件の提出案件がございました。

順に申し上げますと、1、報告第1号、組合議会議員の異動については、大阪狭山市から徳村賢議員、河南町から浅岡幸晴議員、太子町から私、村井浩二が新たに組合議会議員に選出されました。

2、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき、承認を求めることについては、平成30年の人事院勧告に基づき国家公務員の給与関係法令が改正されたことを受け、富田林市に準じ、平成30年12月25日付で専決処分したもので、原案通り承認されました。

改正内容は、宿日直手当の改定と、給料表の水準を平成30年4月1日にさかのぼり、平均で0.2%引き上げると共に、平成30年12月の期末勤勉手当の支給割合を一般職員、再任用職員共に0.05ヶ月分引き上げるものでございます。又、平成31年4月以降の期末勤勉手当の支給割合を6月、12月で均等になるように改めるものでございます。

3、承認第2号、平成30年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき、承認を求めることについては、承認第1号の条例改正に伴う人件費の補正予算で、平成30年12月25日付で専決処分したものを報告し、承認を求めらるもので、原案通り承認されました。

補正内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ21億9千264万2千円とするもので、財源としては、基金繰入金と繰越金で68万6千円を見込んでおります。

4、議案第1号、平成31年度南河内環境事業組合一般会計予算は、予算総額24億7千754万5千円で、対前年度2億8千803万8千円、13.2%増となっております。

事項別明細の説明は省略させていただきますが、予算の主な特徴として、ごみ・し尿の排出量推移については、平成31年度、ごみは8万1千600トン、し尿は2万3千500キロリットルと予測しております。

人件費については、組合全体において3億3千929万3千円を計上で、対前年度2

01万2千円、0.6%の減となっております。

施設の維持管理経費については、3施設全体の維持補修費は、3億1千482万1千円となっており、創意工夫により対前年度378万5千円の経費削減を行っております。

又、物件費では10億3千967万7千円、対前年度1千564万4千円の増となっております。主な内訳として、需用費における薬品単価と電力調達額の上昇により、1千713万2千円の増となっております。

公債費については、資源再生センターの建設事業債は、平成30年度で完済し、清掃工場の建設事業債の起債償還で694万3千円を計上しております。尚、ごみ処理の起債返済最終年度は平成32年度となっております。

普通建設事業費については、第2清掃工場基幹的設備改良事業として、平成31年度から3ヶ年で総額26億2千151万3千円の設備改良を予定しており、31年度は2億6千879万6千円の事業費を見込んでおります。

本事業は、施設基幹部分の性能と機能を回復する為の改良工事に加え、昨年9月の台風21号により停電となった施設近隣地域の災害等停電対策の一環として、河内長野市と共同で電力供給安定化対策を実施するものです。

又、平成32年度から2ヶ年にて資源再生センターの基幹的設備改良工事を予定しており、31年度は準備行為として長寿命化総合計画策定業務等を予定しております。

平成31年度の太子町の分担金については、ごみで6千622万6千円、し尿で2千496万6千円、シール負担金で49万1千円、合計9千168万3千円で、前年度比較62万1千円の減となっております。

尚、審議において、第2清掃工場基幹的設備改良事業における発電機導入の検討内容及び今後の施設整備の考え方についての質疑があり、発電施設については、施設全体の設計を見直す必要があり、施設の新設もしくは建て替え時に導入すべきこととしました。又、今後の施設整備の計画については、第1・第2清掃工場の両施設が必要であることから、改修を行い、今後の推移を見ながら検討するとのことでした。

以上が平成31年度予算の特徴で、原案通り可決されました。

5、監査報告第1号、例月出納検査の結果報告については、平成30年度7月から12月分の監査結果の報告があり、適正に処理されていたとのことでした。

以上、簡単ではございますが、平成31年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（中村直幸君） 続いて、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 平成31年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会が、先日、2月15日に開催されました。つきましては、内容のご報告を申し上げます。

企業長提出議案として、条例案件6件、議決案件1件、予算案件4件の、合計11件の案件がございました。

始めに、第1号議案、大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件でございます。

改正の内容としましては、泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正する条例は、資料に記載している大阪広域水道企業団水道企業条例他8件の条例でございます。

これらの条例は、附則において、平成31年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第2号議案、大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例一部改正の件でございます。

改正の内容としましては、6団体との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行うと共に、地方公務員法の改正により、新たに会計年度任用職員に関する規定が設けられることから、同職員に対する休職処分の効果に関する規定を追加するものでございます。

この条例は、附則において、平成31年4月1日から施行するものとしませんが、第2条については、平成32年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第3号議案、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件でございます。

改正の内容としましては、地方公務員法の改正により、新たに会計年度任用職員に関する規定が設けられることから、所要の改正を行うものでございます。改正する条例は、資料に記載している外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例、他1件の条例でございます。

これらの条例は、附則において、平成32年4月1日から施行するものでございます。

次に、2頁。

第4号議案、大阪広域水道企業団水道用水供給条例一部改正の件と第5号議案、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件及び第6号議案、大阪広域水道企業団工業用水事業給水条例一部改正の件については、それぞれ改正の内容としましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、水道用水供給事業における料金の額を改正



するものでございます。

この条例は、附則において、平成31年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、第7号、豊能町に係る水道事業に関する事務の委託に関する協議の件で  
ございます。

現在、豊能町は一庫ダムの受水に係る取水、浄水及び送水に関する事務の管理及び執行を池田市に委託している為、大阪広域水道企業団と統合後も、地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、豊能町に係る水道事業に関する事務の一部を池田市に委託する為、池田市と大阪広域水道企業団との協議により規約を定めることについて、議決を求めるものでございます。

続きまして、第8号議案、平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の  
件でございます。

まず、水道用水供給事業の補正予算としまして、(1)収益的収入及び支出において、  
水道用水供給事業収益の補正額2億2千427万円の増額は、給水収益の増、水道用水  
供給事業費用の補正額8億3千830万2千円の減額は、動力費の単価変動による減及  
び薬品費、委託料等の入札差金による減でございます。

3頁。

(2)資本的収入及び支出のうち、水道用水供給事業資本的収入の補正額62億2千  
805万8千円の減額は、国庫補助金及び建設企業債等の減、水道用水供給事業資本的  
支出の補正額57億679万円の減額は、設計精査等による改良費の減でございます。

次に、市町村域水道事業の補正予算としましては、(1)収益的収入及び支出におい  
て、水道事業費用の補正額461万1千円の増額のうち、太子水道事業補正額150万  
円の増額は、消費税等の増によるものでございます。

(2)資本的収入及び支出において、水道事業資本的支出の補正額111万8千円の  
増額のうち、太子水道事業補正額65万8千円の増額は、企業債償還金の増によるもの  
でございます。

続きまして、第9号議案、平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正  
予算の件でございますが、太子町は工業用水道の給水区域ではなく、直接関連すること  
がないことから、説明を割愛させていただきます。補正予算の概要は、表に記載の通りで  
ございます。

次に、4頁。

第10号議案、平成31年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件でございます。

まず、水道用水供給事業の予算としまして、(1)収益的収入及び支出において、水道用水供給事業収益の予算額は、429億4千689万7千円となっており、主な内訳としましては、営業収益401億7千37万4千円は、給水収益等、営業外収益26億3千652万2千円は長期前受金戻入等でございます。

収益的支出の水道用水供給事業費用の予算額は、396億13万1千円となっており、主な内訳としましては、営業費用366億8千918万9千円は、減価償却費、動力費、薬品費、修繕費等です。営業外費用27億1千94万2千円は、企業債利息等でございます。

(2)資本的収入及び支出において、水道用水供給事業資本的収入の予算額は、90億3千932万8千円となっており、主な内訳としましては、企業債65億円、国庫補助金で、13億4千770万6千円等でございます。

資本的支出の水道用水供給事業資本的支出の予算額は、287億4千837万9千円となっており、主な内訳としては、建設改良費189億7千407万3千円、企業債償還金97億7千430万6千円でございます。

次頁、5頁に、説明を割愛させていただきますが、水道用水供給事業の概要を記載させていただきます。

次に、市町村域水道事業の予算でございます。予算額は、平成31年度より新たに泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町の6団体の統合により、9団体の連結予算となっており、そのうち太子水道事業予算額として、下段括弧書きに表記しております。

(1)収益的収入及び支出において、水道事業収益の予算額は、65億4千429万8千円のうち、太子水道事業予算額2億7千709万4千円となっており、主な内訳としましては、営業収益56億7千344万8千円のうち、太子水道事業予算額2億5千222万8千円は、給水収益等でございます。

収益的支出の水道事業費用の予算額は、64億1千492万円のうち、太子水道事業予算額は、2億7千412万3千円となっており、主な内訳としましては、営業費用60億3千946万6千円のうち、太子水道事業予算額は2億6千86万1千円、減価償却費、動力費、薬品費、修繕費等でございます。

次に、6頁、(2)資本的収入及び支出において、水道事業資本的収入の予算額は、

7億3千530万8千円のうち、太子水道事業予算額1千198万3千円となっており、主な内訳としましては、国庫補助金等統合関連交付金2億975万7千円のうち、太子水道事業予算額1千125万3千円等でございます。

資本的支出の水道事業資本的支出の予算額は、24億8千35万1千円のうち、太子水道事業予算額1億45万9千円となっており、主な内訳としましては、建設改良費14億8千374万円のうち、太子水道事業予算額は7千446万2千円でございます。

次に、7頁。

平成31年度太子水道事業の概要でございます。

1、業務予定量としましては、給水戸数は5千397戸、年間総給水量は136万4千立方メートルとなっております。

2、主な事業内容としまして、設備の更新として7千424万2千円。内訳は、板谷橋浄水場ほか流量計更新工事、磯長台配水池テレメータ更新工事、板谷橋浄水場中央監視盤更新設計委託、そして、管路更新設計委託を実施する予定であるとのことでございます。

続きまして、第11号議案、平成31年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件でございますが、先程ご説明させて頂いた第9号議案と同様、太子町は工業用水道の供給区域ではなく、直接関連することがないことから、説明を割愛させていただきます。予算の概要は、表に記載の通りでございます。

尚、一般質問において、管路等や施設整備の災害対策についてと各市町村と結ぶ緊急連絡管の洗管についての質問がありました。

以上、11件の案件につきましては、原案通り可決されました。

平成31年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会概要の報告は以上でございます。

○議長（中村直幸君） 以上で、諸般の報告を終わります。

これをもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

よって、会議を散会と致します。

本日はご苦労様でした。

（午前10時44分 散会）

【第 2 日】

平成31年 第1回太子町議会定例会会議録

平成31年3月20日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（11名）

1番	羽山茂男君	7番	山田強君
2番	森田忠彦君	8番	寺町幸雄君
3番	辻本馨君	9番	田中祐二君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	中村直幸君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明の為に出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	池田貴則君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	村上正規君
総務部長	奥埜雅偉君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	辻隆史君	子育て支援課長	浅野達雄君
健康福祉部長	横田勝君	福祉課長	林達也君
教育次長	今川新八君	高齢介護課長	東條信也君
秘書課長	堀内孝茂君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	吉田雅樹君	教育総務課長	田中清君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	学務指導課長	西野直美君
税務課長	松岡健一君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
住民人権課長	米田正径君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上 田 周 治 書 記 清 水 敏 喜

---

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・平成31年度町長施政方針の内容と今後の町の財政見通しについて……………田中祐二君
- ・図書館建設は住民とともに……………阪口 寛君
- ・自衛官募集と自治体の対応について…………… 〃
- ・地域公共交通と福祉施策を明確に……………西田いく子君
- ・二子塚古墳をまちづくりにどう生かすのか…………… 〃
- ・将来の太子町について……………村井浩二君

(開会 午前 9時30分)

○議長(中村直幸君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させて頂きましたところ、ご出席をして頂きましてありがとうございます。

本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。よって、これより定例会を再開致します。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております通りでございます。よろしくお願い致します。

---

○議長(中村直幸君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、お手元に配付しております一覧表の通り、4名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして順次発言を許します。

まず1番目として、田中議員の質問を許します。

田中議員。

[9番 田中祐二君 登壇]

○9番(田中祐二君) 政友クラブ所属の田中祐二でございます。通告に基づきまして、本定例会初日に町長が示されました平成31年度、施政方針の内容について、いくつか質問をさせていただきます。委員会等の答弁と重なる部分もあるかと思いますが、広く住民の方に知って頂くという意味でも、この本会議の場において、わかりやすい丁寧なご答弁をお願い致します。

まずはこころ健やかで、元気に暮らせるまちづくりの中で、子ども・高齢者・障がい者等、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことが出来る地域共生社会の実現と、地域包括ケアシステムの構築を見据え、社会福祉協議会と更なる地域福祉の推進を図る為、包括連携協定を結び、見守り関連支援事業等、様々な地域づくりに資する事業を社会福祉協議会が主体となり、一体的に実施することにより、地域の支援者等への負担軽減と、より効果的な事業展開を図ること。又、個人や世帯が抱える複合的な課題等への包括的な支援システムを構築すると共に、高齢者と協働し、地域に必要とされる社会支援を創出するとありますが、非常にわかりにくいので、かみ砕いてそ

の内容についてお答え願います。

そして、今後の超高齢化社会における施策展開については、高齢者自らが地域づくりを担うことが重要であり、その一環として、敬老祝い金の見直し及び町主催の敬老会を、老人クラブの活性化促進を含めた地域での集いの場へ移行し、地域での創出を進めていくとありますが、その背景と内容についてご答弁お願い致します。

次に、支え合い、安心して暮らせるまちづくりでは、平成30年度に埋め立てを行っています、春日にごり池の整備の内容と今後の維持管理がどうなるかについてお答え願います。

又、暮らしの利便性に関しましては、平成30年度に策定する地域公共交通網形成計画に基づき、引き続き地域に則した地域公共交通の実現に向けた協議等を地域公共交通会議で進めるとありますが、今後の予定について具体的にご答弁、お願い致します。

そして、活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくりでは、本町のシンボルである聖徳太子の没後1400年となる2021年をターゲットイヤーとして、これまでの取り組みをブラッシュアップすると共に、更に加速させる必要があります、先月設立されました実行委員会を中心に、より積極的な取り組みを進めていくとありますが、その聖徳太子没後1400年記念実行委員会と役場との連携はどうかについて、以上、あわせてご答弁お願い致します。

○議長（中村直幸君） 副町長。

○副町長（松村勝之君） おはようございます。31年度の施政方針の中より、5点、事業内容のご質問を頂きました。順次私の方からご答弁を申し上げます。

まず1点目の社会福祉協議会と連携協定を結び地域づくりに資する事業を一体的に実施する内容についてのご質問でございます。少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域の繋がり希薄化等、地域社会を取り巻く環境の変化等により、住民の抱える福祉ニーズが多様化、そして複雑化しております。子ども・高齢者・障がい者等全ての人々が、この太子町で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことが出来る、所謂、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を整備していく為の取り組みを進めていく必要があると考えております。

この取り組みを進めていく為には、地域共生社会の主役である地域住民の福祉活動、生活支援や健康支援等に普段から深く関わっている社会福祉協議会の役割が最も重要なものだと思っております。その為、町と社会福祉協議会において、今後の福祉施策の具



体的な実施方法等、地域福祉活動の支援に係る連携協定を結び、地域福祉の将来的な展望を共有した上で、相互に役割を分担して連携・協働し、効率的、効果的に地域福祉活動を推進していくこととしております。

地域福祉活動の推進に当たりましては、新たに専任の専門職を配置し、住民それぞれの困り事や生活困窮、平常時からの見守りや災害時の避難行動の支援等を地域の生活課題として、一体的に地域住民が受けとめ、地域住民が主体となって課題を把握し、解決を試みることが出来る環境の整備を図ることが必要であります。民生委員、児童委員、地区福祉委員等の地域の関係者、関係機関等とも連携しながら生活困窮者等の早期把握を行い、相談に来られない方や、自ら支援を求めることが出来ない方等についても、今後、尚一層、社会福祉協議会との連携を深め、地域の住民と相談を包括的に受けとめる体制の整備を進めて参りたいと考えております。

次に、敬老祝金及び敬老会に関するご質問でございます。1点目のご質問でもご答弁申し上げましたが、人口減少・超高齢化が全国的に進展し、社会経済環境が大きく変化する中、福祉施策への様々な取り組みを進めていかなければなりません。

特に高齢者施策に関しましては、本町においても高齢化が急速に進み、26年後の2045年には、2人に1人（45.9%）が高齢者になると予測され、介護・高齢福祉及び障害者福祉関連施策に伴う社会保障関係に要する費用が年々増加するとともに、今後も増加傾向をたどる状況となっております。

こうしたことから、高齢者施策における今後の施策展開につきましては、地域の支援ニーズや資源、財源の状況等を見据え、時代に適合した見直しを継続的に行うことが必要であると考えております。

ご質問の敬老祝金につきましては、昭和46年から支給を開始し、その後、時代背景や財政状況等により、平成17年度におきまして、節目支給とさせて頂きました。今回においても、先程申し上げました高齢者等を取り巻く社会環境の変化や将来を見据えた高齢者福祉施策をより充実していく為、限られた財源の中、他の福祉施策を含め、総合的に展開する為、見直しを行ったものでございます。

次に、敬老会の地域開催への移行については、将来に向けた高齢者等の施策展開のひとつである、地域包括ケアシステムの構築の土台となります地域での集いの場を更に創出する為、和光会の皆様の協力のもと、老人クラブの加入促進と活性化を兼ねた敬老の集い等を開催して頂き、地域コミュニティの活性化を進めて行きたいと考えております。

続きまして、春日にぎり池の整備の内容と今後の維持管理につきましては、春日財産区、地元の水利及び、地元町会のご理解のもと、地域コミュニティ醸成の場とすると共に、竹内街道に面することから、来町者の憩いの場として活用する事としております。現在、池の埋め立て及び排水路等の基盤施設の整備を行っております。尚、地元町会との協議の上、計画しております、東屋、ベンチ、照明灯及び植栽等の上面施設整備につきましては、埋め立てによる沈下等の影響を考慮致しまして、今年の秋以降に、下流部の水路改修並びに町道にぎり池線の拡幅と合せて実施する予定となっております。尚、工事完成後は、整備しました施設の清掃等、地元町会にご協力頂き維持管理して頂くこととなっております。

次に、地域に即した地域公共交通の実現に向けた、今後の予定についてのご質問でございます。今年度、策定することとしております、太子町地域公共交通網形成計画において設定される計画の目標、又、その目標達成の為の施策について、今後、具体的に実行することとなっております。その施策の大きな柱の1つであります、太子中央線を通り、上ノ太子駅と役場を結ぶ新規路線、所謂、基幹交通につきましては、地域公共交通会議においても、必要路線としての要望が多かったこともあり、金剛自動車から路線バスとしての本格運行実施に向けたご提案がございました。

このようなことから、来年度には、施策のもう一つの大きな柱となります、公共交通空白・不便地域であります、畑・山田地域と役場間を結ぶ支線交通の確保に向けた具体的な取り組みが重要なものとなっております。この支線交通につきましては、実証運行となる為、金剛自動車による基幹交通の路線バスでの本格運行に合わせた一連の取り組みとして進めて参りたいと考えております。

具体的なスケジュールにつきましては、昨日の全員協議会でもご説明させて頂きましたが、地域公共交通網形成計画についての町内各地区での説明会の開催並びに実証運行に向け、福祉センターバスの利用者や地域の皆さんのご意見等を伺う場を設けて参りたいと考えております。あわせて実証運行での道路通行上やバス乗降時の安全確保や対策等についての道路管理者及び警察との協議を行っていくこととなります。

更に、実証運行を行うに当たっては、基幹交通、支線交通をつなぐ乗り換え拠点として位置づけられております役場周辺でのバス待ち空間について、既存路線を含めたバス待ち環境の整備・改善や乗り継ぎの円滑化を図るシームレス化が必要となっております。

又、新たな路線バスの本格運行を提案されました金剛自動車が、引き続き町内の路線

を維持・継続されると共に、本町の地域公共交通網を持続可能なものとしていく為にも、より多くの方に利用して頂く必要があることから、利用促進に向けた取り組みや住民に向けた情報発信等も重要なものとなってまいります。引き続き地域公共交通会議において、地域公共交通網形成計画の目標達成の為の施策における具体の取り組みについて、検討を進めることとなりますが、その内容につきましては、議会とも十分、議論を重ねて参りたいという風に考えております。

次に、聖徳太子没後1400年に向け、先日、設立されました実行委員会と役場との今後の連携はどうかというご質問でございます。平成31年2月に聖徳太子没後1400年記念実行委員会が設立されました。これは、太子町の町名にも由来する聖徳太子が2021年に没後1400年を迎えるに当たり、地域住民や各種団体が一体となり、まちの魅力を発信し、広く周知することで、活性化に繋げていこうという主旨のもと立ち上がったものでございます。

2年後は、100年に1度のメモリアルイヤーを迎える年になりますが、聖徳太子の和の精神を引き継ぎ、次世代に伝えていくことが私達の世代の責務であると考えております。その為にも、実行委員会の皆様と行政が一体となり、記念すべき年を盛り上げていきたいという風に考えております。3月16日に実施し致しました記念講演会を皮切りに、平成31年度には町で策定を予定しております、観光グランドデザインの計画に対してもご意見を賜りながら、その作成と運営と一緒に進めて参りたいと考えております。議会の皆様にもその都度ご相談をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村直幸君） 田中議員。

○9番（田中祐二君） 地域の福祉については、社会福祉協議会との連携協定により、特に高齢者の福祉施策がより身近で細やかに、一体的になるとのことなので、速やかに成果・実績が上がることを期待しています。

又、地域公共交通については、実証運行を予定されているとのことですが、文字通り実証でありますので、一度実施すると、その方法を続けなければならないということではなく、柔軟によりよい方法を検討して頂きたいと思えます。

そして、聖徳太子の没後1400年のイベントとして、我々政友クラブ4名で先月行政視察に行きました、静岡県の島田市で開催されていますフォトロゲイニングというのがありまして、多くの方が楽しめるものですので、是非検討して頂きたいと思えます。

その他、今年度予算において、当初の計画とは場所が変更になりましたが、生涯学習施設の基本設計及び実施設計が計上されていますので、スピード感を持ちつつも、丁寧に進めて頂きたいと思います。

又、学校教育施設の老朽化対策として、町立中学校の受水槽や校舎屋上防水等の大規模改修、国指定史跡二子塚古墳保存整備事業等、多くの事業が予定されております。何れも太子町にとって大切な事業であり、施政方針に沿って実施して頂きたいと思っております。

そして、その施政方針の最後で、第5次総合計画の実現や各種計画を確実に進め、次世代に向けて持続可能なまちづくりに繋げていけるよう、健全な財政運営の確立に向け、行財政改革に継続して取り組むとあります。今年度予算編成を見ましても、定年退職者が例年より多く、退職手当基金繰入金が増は別にしても、財政調整基金繰入金、公共施設整備基金繰入金の合計で、前年度より2億円弱の増となっています。

そこでお聞きしますが、今後の太子町の財政状況の見通しについて、どのような認識であるのかご答弁お願い致します。

○議長（中村直幸君） 町長。

○町長（浅野克己君） 田中議員の今後の財政状況の見通しについてのご質問でございますが、平成31年度は、私にとって、3期目の集大成の年であり、マニフェストや第5次総合計画に掲げる将来像の実現の為、事業の優先度や必要性、又、国・府支出金等の財源確保に努めると共に、公共施設整備基金等の特定目的基金並びに財政調整基金を活用する等、積極的な予算編成を行ったところであります。

さて、今後の将来予測ですが、大阪府におきまして平成30年4月にまとめられました府内市町村の課題・将来見通しに関する研究報告書によりますと、大阪府の総人口は、2040年には15%減少する見通しであり、介護サービス受給者、介護給付費、更に後期高齢者のひとり暮らし世帯等が増加する予測となっておりますのでございます。

このような状況の中で、歳入においては一貫して減少し続ける一方、歳出におきましては、住民の皆様の安全・安心な暮らしを守っていく為、子育て支援や社会保障等の取り組みに加え、近年、頻発する集中豪雨や大型化する台風等によります風水害、又、近い将来に予測されている南海トラフを震源とする巨大地震への備え等、新たな行政課題、行政需要への対応が求められているところであります。

又、今後におきましても、生涯学習施設・地区集会所・文教施設を含む公共施設の老朽化・長寿命化対策に要する経費に多額の財源が必要となり、これらの財源対策と致し

まして、国庫支出金等の特定財源を活用しても、まだ一般財源の負担は避けられない状況にあります。

このような状況下におきまして、行政サービスの質を保つべく、財政調整基金や特定目的基金の効果的な活用を図ると共に、事務事業評価等を通じた費用対効果の検証を十分に行いまして、更なる創意と工夫を凝らし、収支バランスを考慮した財政運営が求められております。

今後、人口減少、税収減が見込まれる中、持続性のある行財政運営と公共サービスの提供を両立させる為、行財政改革に継続して取り組み、地方一般財源における緊縮事態にも耐えうる足腰の強い財政基盤の強化・確立を図って参りたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（中村直幸君） 田中議員。

○9番（田中祐二君） 当然のことですが、あらゆる施策は財源がなければ実施出来ない訳でありまして、確実な住民サービスの提供は、財政の安定化が必要不可欠であることは論を待ちません。常に無駄を省き、国等の情勢を注視しながら、しっかりとした財政運営をお願い致します。しかしながら、行財政改革の名のもとに、安易に町民の皆さんに痛みを伴う負担を強いることがないように要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（中村直幸君） これにて、田中議員の質問を終わります。

次に2番目、阪口議員の質問を許します。

阪口議員。

〔5番 阪口 寛君 登壇〕

○5番（阪口 寛君） 通告に基づきまして、図書館建設を住民と共に進める為に質問をさせていただきます。

公民館と図書館機能を兼ね備えた新しい施設として、場所も確定し、建設が始まろうとしています。太子町に図書館が出来ることは、図書室から規模も内容も大きく充実するものとして期待されています。日本共産党議員団として、今までも一般質問で何度も住民が利用しやすく期待に応えられる図書室事業の拡充、図書館建設を求めて参りました。

この間、図書システムの導入、南河内旧市町村の図書館との相互利用、学校司書の配置等、取り組まれました。新たに図書館が作られます。西田議員が昨年9月議会で、日本図書館協会が策定した図書館の自由に関する宣言における図書館の理念に基づいて運

営している自治体があると質問・要望しています。町として、図書館の役割の基本的な考えをお聞きします。住民が読みたい、知りたい、調べたいという思いに応えられる資料の収集や提供について、又、誰もが利用出来るよう、子どもへのサービスの充実や障がい者等への図書館利用について、更に、住民本位の図書館運営や図書館事業の取り組み等をお聞かせください。

以前の生涯学習施設基本計画で一定の基本コンセプトが示されています。加えて、図書館サービスを実現する為に、身近な図書館、豊富な資料費、経験豊かな図書館員が欠かせません。資料費の確保や専門性の蓄積が出来るよう、専任の司書、司書館長の配置、非正規雇用の待遇改善等は如何お考えでしょうか。

又、図書館は教育委員会が所管することは、図書館法はもとより、教育関係法でも明白です。図書館法では、入館料とその他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないとあります。図書館が教育機関として存立することに関わることです。

以上、教育委員会として、図書館の役割と管理運営について見解をお聞かせください。

○議長（中村直幸君） 教育次長。

○教育次長（今川新八君） 図書館建設の、まずは図書館の役割についてのご質問に対しましてご答弁を申し上げます。

公立の図書館は、図書館法において、社会教育法に基づき、国民の教育・文化の発展に寄与する施設として位置づけられております。

近年は、社会情勢の変化と共に地域の課題やニーズも変化し、図書館は、各地における地域の知の拠点として、国民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、促進する役割を担うこと、又、地域課題解決の支援、地域の実情に応じて、資料や情報の提供サービスの充実に努める等、幅広い観点から社会貢献に期待を寄せられている施設でございます。

又、文部科学省生涯学習政策局に設けられた、学識経験者等からなるこれからの図書館の在り方検討協力者会議の報告書によれば、図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについては、これからの図書館サービスに求められる新たな視点として、レファレンスサービスの充実、多様な資料・情報の提供及び児童・青少年サービスの充実等、図書館に対する国の新しい考え方が示されております。中でも、児童・青少年サービスの充実に関しましては、子どもの読書離れを防ぎ、子どもの読書を盛んにする為、学校、家庭、地域との連携を図りつつ、家庭での読書の重要性について、保護者に対す

る啓発活動を行い、子どもの読書活動を推進する団体、グループやボランティアと連携した、読書会の開催等が重要であるとされています。

そのような中、本町の図書室では、身近な図書室として、平成20年の設置以来、子どもから高齢者まで多くの住民の皆さんにご利用頂いております。又、利用者の相談に応じた資料や情報の提供等を行うレファレンスサービスを始め、ボランティアグループの協力による絵本の読み聞かせ会の開催等、積極的な運営に努めてきたところでございます。

しかし、蔵書数につきましては、近隣市町村や全国の町村の図書館の平均と比較致しましても、数に至っていない状況でございます。

又、図書館司書に関しましては、図書館ともなれば、図書館法のもとに図書司書は必置となりますが、図書室である今でも、週5日の者が2名、週3日の者が1名を採用し、常時2名体制の図書司書がレファレンスサービスに努めておりますが、図書館になっても、サービスの低下を招かぬよう、運営方法等についても検討して参りたいという風に考えております。

今後は、現図書室を活用した図書館機能を兼ね備えた(仮称)生涯学習施設の建設によりまして、蔵書数の拡大、自習室の整備等、より充実した、本町ならではの図書館の整備に努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 図書館が建設されます。単なるハコモノづくりでは批判も出ます。住民が喜び、期待に応えられる図書館が求められています。その為にも、住民の意見が十分反映されたもの、住民の意見をどのように取り入れるかが問われます。

西田議員の一般質問での答弁では、パブリックコメントでは住民の意見は殆どなかった一方、単にアンケートをとるだけで、それをもって住民の意見が十分集約出来るのか疑問を感じると述べられています。公民館については、一定の実績もあり、アンケートも実施されました。図書館は公民館と違って住民の意見は集約されていません。来年度1年間で基本設計、実施設計が行われます。実現を目前にして、書架やコーナーの配置、子どもの為のスペースや自習室等、ハード面の要望、蔵書や図書館活動等、ソフト面の要望等、様々な意見を持った住民の方が多数おられると思います。より積極的に住民の要望を取り入れる施策も必要です。基本設計や実施設計に反映出来るよう、図書館事業

の有識者の講演会や説明会を開催し、住民との意見交換やアンケート回収は出来な  
いでしょうか。図書室利用者へのアンケートや独自の意見聴取の機会も作るべき  
です。どのように住民の意見を取り入れるか、お聞かせください。

先の西田議員の質問では、図書館協議会の設置も検討するとのこと  
です。図書館法第14条では、住民参加の保障として、図書館協議会の設置を求  
めています。いつからどのような規模で協議会を設置するのかお聞かせくだ  
さい。

貴重な財源を使つての図書館建設です。住民の期待に応え、役立つ図書館を  
住民と共にどのように建設を進めていくのか、答弁を求めます。

○議長（中村直幸君） 教育次長。

○教育次長（今川新八君） 住民の要望を生かした図書館を、とのご質問に  
対しましてご答弁を申し上げます。

今回、観光交流センターの建て替えに修正されました、(仮称)生涯学習施設  
につきましては、従前の基本計画を踏襲するべく、パブリックコメント等により  
頂いたご意見を出来るだけ反映していきたいという風に考えております。しか  
し、申されましたように、図書に関する意見が殆どなかったことから、今  
後は、図書利用者の声をお聞きする為にも、利用者を対象としたアンケート  
の実施を考えております。ご提案を頂きました学識経験者による委員構成  
での図書館協議会の設置や、講演会の開催等でのアンケート調査による意  
見集約も手法のひとつとして考えられますが、普段、図書室を利用されたこ  
とのない方、又、学識経験者のご意見等よりも、本町の図書室を普段から  
ご利用頂いている方々のご意見を拝聴することで、より地域に密着した身  
近な本町らしい図書館を目指していけるのではないかと  
いう風に考えております。

尚、図書館の機能を併せ持つ(仮称)生涯学習施設の今後のスケジュールにつ  
きましては、31年度の基本計画・実施設計の業務委託に向けて、現在、設  
計業者の選考を行っているところでございます。その選考方法につきま  
しても、従来の落札金額のみをもって落札業者を決定するのではなく、設  
計者の持つ知悉や技術力、経験による企画書の提案を重視したプロポー  
ザル方式を採用する等、質に重点を置いた施設づくりを目標に、事業  
を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） より積極的に住民の皆さんの意見を集めるよう  
にお願い致します。



太子町教育委員会点検評価報告書の評価委員の意見と助言では、利用者数の増加を見ても、図書館へのニーズは大きく、住民の期待に応える広い閲覧室や十分な蔵書、自習室を持った図書館の実現を求める、又、図書館や学校で活躍する読み聞かせボランティア講座や読書グループ、学習グループを作るきっかけになるよう、町の歴史講座等、住民を巻き込むイベント展開を期待するとあります。図書館は知識の宝庫です。子どもから高齢者の集まれる場、地域の文化・教育の発信の場、農業・商工業の発展に役立つ情報の提供等、まちづくりに欠かせない図書館を住民と共に建設することを求めまして、この質問を終わります。

続きまして、2問目の質問を行います。

自衛官募集と自衛隊の対応について質問を行います。安倍晋三首相は、自衛官募集に自治体をもっと協力させることを9条改憲の理由に挙げました。去年までは、現にある自衛隊を9条に書くだけ、何も変わらないと言っていました。今年になって、自衛官募集に6割以上の自治体が協力しない現状は残念。自衛隊を憲法に明記することで、そういう空気は大きく変わると言い出しています。法令には、防衛大臣は自衛官募集で資料の提出を求めることが出来るとあるだけで、自治体に応じる義務はありません。本町では、自衛官の募集にどのように対応されているのでしょうか。

又、ごく一部の自治体では、高校や大学卒業年齢に当たる18歳と22歳の住民の名前や住所、生年月日、性別の4情報を自衛隊に電子データで提供している所もあります。個人の情報の流出は許されず、批判も出ています。災害時、独居老人等の情報が必要になる場合もありますが、本人の承諾を得る等、慎重に取り扱われています。本町の考えをお聞かせください。

○議長（中村直幸君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（辻 隆史君） 自衛隊募集に関する本町における対応について、私の方からご答弁申し上げます。

自衛官募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項に都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと定められております。又、自衛隊法施行令第114条から第120条には、都道府県知事及び市町村長が処理する事務が規定されており、第119条には都道府県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする定められているところであります。

これらは地方自治法第2条第9項第1号において、第一号法定受託事務と位置づけられており、それに係る経費については国庫の負担となるところであり、これら関係法令の定めに基づき、市町村では自衛官募集事務を所掌しているところであります。

これらの自衛官及び自衛官候補生の募集については、自衛隊法第29条で自衛隊地方協力本部が行う事務となっており、本町においても地方協力本部の要請に基づいて、庁舎等における自衛官募集広告の設置やチラシ等の配布、町広報紙への記事掲載等を行っているところであります。

○議長（中村直幸君） 総務部長。

○総務部長（奥埜雅偉君） 2点目の自衛隊に対する4情報に関する情報提供について、私の方からご答弁申し上げます。

住民基本台帳法第11条第1項に、国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行に必要な場合は、住民基本台帳の一部の閲覧を請求することが出来るとされております。

又、平成19年6月29日付の、総務省通知では、自衛隊地方協力本部が行う自衛隊員の募集に関する事務は、住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令で定める事務であるとされております。

本町では、自衛官募集にかかる住民情報の提供は、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求により、台帳から必要な人の氏名、住所、生年月日及び性別を閲覧した自衛官自身が転記するという形で行っております。

今後も個人情報保護の観点から法令を準拠し、情報漏えいのないよう業務を遂行して参ります。

以上です。

○議長（中村直幸君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 今まで国会では、2003年、石破茂防衛庁長官は、自衛隊の依頼に応える義務はないとし、2015年、中谷現防衛相は実施し得る可能な範囲で協力をお願いしていると答弁しています。ところが、今国会の追求で、岩屋防衛相は、強制出来ないと認めましたが、これまで以上をお願いするとして、個人情報の流出の危険は残しました。本町は引き続き個人情報が流出しない対応を求めます。

3月7日付毎日新聞の記事に、元航空自衛隊空将補の林吉永さんの意見が掲載されていきました。私は憲法のせいで協力が得られないとか誇りを持ってないと感じたことがない。

人を確保したいのであれば予算を増やし、待遇を改善する等、手立てが必要です。首相は自衛官の子どもが悲しむからと言いますが、子ども達が本当に悲しむことは何か、自衛官が死ぬことです。少なくとも9条のおかげで自衛官が戦死する事態は避けられてきた。その9条を変えるという首相は、自衛官のことを本当に考えているとは思えません。又、自衛隊の誇りとは何か、自衛隊がヒーローになる時は、必ず災害等で世の中に不幸がある時です。むしろ、自衛隊なんか必要ないと言われている方がよい世の中なんです。それでも、いざという時が来れば役に立つ。この無用の長物願望こそ、自衛官の誇りだと思う。憲法に書かれたから誇りが生まれる等というものではありませんと言っておられます。又、富田林で長年自衛官募集に携わってきた方も、国や国民を守る為に業務に携わってきた。外国で戦死させる為に自衛官を募集してきた訳ではないと悔やんでおられました。安倍首相の憲法改正で、自治体に自衛官募集の強制は許されません。

以上、私の質問を終わります。

○議長（中村直幸君） これにて、阪口議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩と致します。

再開は放送にてお知らせ致します。

（午前10時13分 休憩）

---

（午前10時25分 再開）

○議長（中村直幸君） それでは、再開致します。

次に3番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔6番 西田いく子君 登壇〕

○6番（西田いく子君） 通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、1問目、地域公共交通と福祉施策を明確に。このことについて質問致します。

私は12月議会で、地域公共交通会議での議論が料金をとられることありきで、福祉センターバスや乗り合いワゴン車等、福祉施策が後景に追いやられてしまうのではないかと危惧する。ここで答弁したこと、地域公共交通施策と福祉施策とは目的が違うということを、きっちり会長に伝えて会議を進めてほしいと要望致しました。

ところが、第4回の地域公共交通会議も、第5回の地域公共交通会議も、有料で走る金剛バスに異を唱えるような話が、金剛バス、民間事業者が走っているのに、無料の公

公共交通が走るのはおかしいと、太子町の福祉施策に異を唱えるような話が会長の口から出てくるのです。

そこでお尋ねします。12月議会での地域公共交通施策は、地域を活性化する施策であり、福祉施策というのは機会均等の趣旨から、自由に移動出来ない人々に交通手段をどのように提供することが出来るかが主な目的であり、その方々には、バスではなく違った形でのサービスを考えていかなければならないと考えています。地域公共交通施策と福祉施策とは、目的が違ふと答えられておられます。この答弁に変更はないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（中村直幸君） 副町長。

○副町長（松村勝之君） 地域公共交通と、そして福祉施策の区分を明確にというご質問でございます。

地域公共交通と福祉施策につきましては、12月議会で答弁申し上げましたが、実証運行を行うに当たって、実態をより反映したものとする為、運行ルート等が重複する既存の移動手段について、可能なものは、一旦、運行を中止することも検討していかなければならないという事が前提で、路線バス等、従来の金剛バス、公共交通による移動が困難な方、利用が難しい方々等に対しては、議員がおっしゃっているように福祉施策としての様々な移動支援やサービス等の確保は必要であるとの考えには変わりございません。

又、地域公共交通の会長においても、その都度、意見交換等を行っており、福祉施策としての移動支援やサービス等の確保が必要であるとの考えについては、我々町と変わらないということでございますのでよろしくお願い致します。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） ちょっと、今ではよくわかりません。実態をよく見て、重複する所を中止することも検討すると。中止したら福祉施策は後退するのと違いますか。第4回の会議で、委員の方から福祉バスや乗り合いワゴン車はどうなるのか、こう質問されたら、存続するとは言わなかったんです。それは、今副町長が言われたことを会長もご存じで心に思っていたら言いますよね。金剛バスのルートに無料の公共交通がかぶってもいいのか、こういう声が出ました。町は、地域公共交通施策と福祉施策は目的が違ふと考えていると、12月議会で答えたじゃありませんか。福祉バスが無くなるんじゃないか、乗り合いワゴン車が無くなるんじゃないか、こう心配する委員さんが現れて

いいんですか。これ、無くなるって言うんですか。中止すると今、又おっしゃられたので、本当に驚きなんですけれども、このことが出た時の会議が騒然としたのを私も覚えていますし、こんなことを急に言われて、本当に皆さんびっくりしておられましたし、私もびっくり致しました。今の言葉が本当であるならば、もっときっちりと、会議の場で説明して頂けたらと思うんです。これで紛糾した時、町の方は何も言わずに黙っておられたじゃありませんか。この委員会で話が進んで、会長に話を戻すこともなく、無料はおかしいというのを傍観しておられたというのが、残念だとしか言いようがありません。

それぞれの議員さんにもこの会議の進め方であったり、議論の中身についてであったり、住民さんからお叱りがあったりするように聞いております。それだけ進め方に問題があるということをご認識して頂きたいと思います。

この間、基幹交通と支線交通について考えてきました。ところが、この考えも今一つ定まっていないように思います。議論の中で変わっていくとは思いますが、基幹交通は当初示されていた新美原太子線についての考えは、ある時から消えてしまいました。太子中央線を走らせる基幹交通については、12月25日に金剛自動車さん側から、太子中央線を走る路線の運行を考えていきたい、この話が持ち上がってきってから大きく変わったように思います。

会長は、金剛バスさんが新路線を走らせることはすごいこと、こう言って金剛自動車さんの英断を褒めちぎっております。私も、全国的には路線を廃止するバス事業者はあっても、新路線を走らせるというのは本当に珍しいことですし、よく太子町の為に決断してくれたと感謝申し上げます。

しかし、だからといって、有料で走る金剛バスさんの経営を圧迫するから、町が無料で乗り合いワゴンや福祉バスを走らせているのが間違っているかのような発言を許していいのでしょうか。今までも金剛バスが走っていても、福祉バスも乗り合いワゴン車も走っていた訳です。それに対して、金剛バスから苦情があったと、私は聞いたことがありません。近畿運輸局の方々は、民間事業者を守る立場にもあるので、無料の公共交通がかぶっていてもいいのかとか、お互いの言い分を理解してとか、多少のわずらわしさはお互い我慢してと、何かにつけて、住民に金剛バスに配慮するように求めてきますけれども、太子町としてそれでいいとお考えなのでしょうか。

昨日パブリックコメントに対し、10人、51件の意見が返ってきたとの報告があり

ましたが、その意見に対し、企業に物申すのは困難ですみたいな答えを返しておきながら、住民は企業の経営に配慮しなければならないのでしょうか。担当課が住民の福祉・健康に役立っていると答える、太子町自慢の福祉バスや乗り合いワゴン住民から取り上げて、金剛バスに乗り換えさせるという考えでいいのでしょうか。

太子町の町に合った地域公共交通を作るということで進められているのであるならば、担当はもう少し主体的にかかわって頂かないと困ります。このままでは、太子町外の人が決めた路線で太子町の公共交通が決まってしまうことになりかねないのではないかと危惧しております。先程、図書館のことでは住民さんが一番よくわかっているから、住民さんの声を聞くんだといって教育次長は言うておられました。ここでも住民さんの声をきっちり聞いて会議を進めて頂きたいと思います。会議で発言する住民さんの意見を上から押し潰すような運営でいいのでしょうか。そのこともよく考えてください。

循環バスを走らせてほしい、これが太子町の住民の長年の願いでした。これが今、進められようとしています。地域公共交通の枠の中に押し込められた福祉施策ではなく、福祉施策は福祉施策として、答弁に合った町の考えに沿って目的をはっきりさせて会議が進行されるべきです。太子町の住民の交通圏を生かした地域公共交通となるよう、いいものを作る為にも、担当課が主体的に進めることと、会長に今一度目的をはっきりと伝えることを約束してください。再度答弁をお願いします。

現時点ですけれども、基幹交通を金剛バスだけに任せる方向で進められると、基幹交通で生活利便施設を繋ぐという考えが狭まってしまう。太子中央線を走らせるルートだけでは、お医者さんに行きたい、きたかぶ医院前にも天城医院前にも走っているバスは全くイメージ出来ません。その部分を支線交通で補う方向になるのでしょうか。現に会長は支線交通を延ばして考えて行く必要があるとおっしゃっていました。

そこでお尋ねします。地域公共交通会議の予算がついております。4月からどのように会議を進めていくのでしょうか。先程、田中議員の質問に対して、スケジュールの流れもありましたけれども、そういった流れではなく、住民さんを集めて説明をするという機会等、いつどの時点でどれだけの住民を対象に行うと考えているか、もう少し詳しいスケジュールについて、答弁をお願いします。

○議長（中村直幸君） 副町長。

○副町長（松村勝之君） まず、色々ご質問頂きましたけれども、料金設定の問題について、議員からも色々ご議論頂いたんですけれども、私どもの考え方といいますか、整理

をまず申し上げながら、お話をさせてもらえたらなという風に思います。

まず、公共交通、所謂これから考えているコミュニティバスなんですけれども、これを無料か有料かと考える前提として、誰しもが考えるように、末永く将来続けられる公共交通というところは、きっと我々と一緒だと思います。所謂、これは一般的に行政がよく使います、持続可能な公共交通はどうしたらいいのかということでございます。

そこで、民間がやるにしても、自治体がやるにしても、運行にかかる経費を持続する為に、どこまで捻出していけるかということだと思っております。民間バス事業者であれば、運送収入が原資ということになり、コミュニティバスでは町が費用を捻出していくこととなりますが、収支率の悪い民間の赤字路線を続けていくには、難しくなった場合どうするかということでございますが、民間バス路線は、公共交通と呼ばれていますので、公共のものであります。公共なので、それを維持していく為に、地方自治体はその地域に公共交通が必要と判断するのであれば、民間事業者に補助金を出して、路線を維持してもらおうということも考えられます。一部、人によっては、なぜ民間に補助するんだという人もおられますけれども、民間で出来る、公共であるというのが考えで、実際そのようにされている自治体も沢山あります。

それでも維持出来ないのであれば、自治体はその移動手段の代替策を考える必要があると考えております。民間で維持出来ないから廃止されたもので、当然採算は合わないものとなります。そうなれば、運行費用を公的資金、所謂税金で賄われるコミュニティ交通が代替するしかありません。コミュニティバスで代替すれば、町の財政支出は増えていきます。でも、町では社会保障関係経費であるとか、道路、上下水等、インフラ整備等、公的施設の管理、教育、観光、防災等様々な事業に費用を費やしています。なお、又、人口減少で税収が減る中で、町の財政状況もかなりきつくなってきている状況で、行政も費用を節約していかなければなりません。

コミュニティ交通につきましては、低廉な運賃、安い運賃で利便性だけを求めると、民間バス事業者との競合も発生します。運行経費と運賃収入の差が大きくなりますので、町の費用負担も大きくなってしまいます。コミュニティ交通が競合して、民間バス事業者の利用者をとっていた為に、民間バス事業者が減便や廃止をすれば、又、町はその代替交通手段を考える必要がある為、新たな費用が発生することになります。そうなると、元も子もありません。コミュニティバスを含む、町内の公共交通を持続可能なものにしていく為には、民間バス路線は、バス事業者の経営が続けていける範囲で、民間で出来

る所は出来るだけ民間にやってもらい、民間で出来ない所は、採算の合わない所については、そこは公的資金を投入して、コミュニティバス等に役割を果たしてもらい、民間バスで出来ない所を補っていくことだと考えております。

所謂、お互いが競争せず、役割分担して、繋ぎ、公共交通のネットワークを作ることが必要になってきます。これは、当初会議を行う時に町長も、出来れば民間バス、所謂金剛バスと町とが共存共栄しながらやっていきたいと思いますという事で、金剛バスもそれを理解して頂いた上で、今回、太子中央線の新路線が生まれたものだと私は思っております。民間路線バスにコミュニティバスが利用者を連れていくようなことのないようにしなければなりません。

役割分担をして繋ぐということになると、乗り継ぎがまず発生する場合がありますが、そこは乗り継ぎ割引や乗り継ぎ環境を整えることで利用者の負担軽減を図っていくことが考えられます。それらはきっと交通事業者や行政が用意するものだというふうには考えております。

目的地に直接行くことの出来る公共交通が欲しいという意見がありますが、利便性を追求してしまうと、それぞれ立場や環境が違う中で、意見がぶつかり合ってしまう、全体としてうまくいきません。そうではなく、それぞれの立場や環境が違う住民の方々が多少不便を分かち合いながら、多少の妥協をし合うことが大切だと考えております。それにはやはり、議員がおっしゃっているように、出向いて色々な住民達に説明し、理解をしてもらい、こうなれば私達も頑張れるなという説明が必要だとは、我々も考えております。

持続可能な公共交通をまず考えていくに当たっては、役場の内部の組織も、まちづくりの担当部署、交通の担当部署、福祉の担当部署等、多岐に渡りますが、それぞれの部署で目的を果たすことだと考えております。町役場の中でもしっかりと情報共有して、連携して仕事を進めていくことで、効率的に出来ることだと考えております。それが住民の方々の為になると思っています。

ご質問の中の福祉センターバス、それから予約乗り合いワゴンの試行は、町の福祉施策の無料で現在実施していますが、有料を前提で考えますと、まず、例えば、75歳以上が一次乗車につき50円、ここは町でもってあげようとかいう福祉部署での負担、それと、町の財政負担が持続出来る範囲での利用者負担の軽減ということを図っていく必要があるので、まずはやはり有料を前提に考えた上で、金剛バスの共存共栄も図れた上



で、福祉としてどういうことが出来るのかということの軽減措置は、きっとこれは行政がしっかりと考えるべきだというふうに私は考えています。こういったことで、持続可能な公共交通を構築する為には、住民の方々にもかかわって頂き、民間バスの現状や町の財政状況も理解して頂くような説明が、私は必要だというふうに思っております。

それと、ご質問のスケジュール等なんですけれども、このスケジュールは、議員も傍聴に来て頂いてご理解して頂いていると思うんですけれども、まず、金剛バスさんが今回新路線、太子中央線を走って頂けるという前提の中で、金剛バスさんの、まず走って頂く期日が、12月ないし来年の3月までには走らせたいというご希望の中でスケジュールを組ませて頂いております。これは所謂、支線交通の実証実験ということなんですけれども、なぜここに合わせているかといいますと、やはり実験をしたいということなので、新しい路線も踏まえて、畑・山田、役場を拠点として上ノ太子、それから福祉センターバスということで、一旦走らせて頂いて調整をした上で、これが本当にいいのか悪いのか、所謂実証実験運行していきたいということを考えております。

1つ、特に今回地域公共交通会議で、少し我々の進行も乱れているなど思っておりますのは、まず今回は、地域公共交通の中でしっかりと地域公共交通網計画の方針を立てて頂いて、その方針に基づいて、具体的な方針を次回の会議で出したいということでありまして、それに伴って具体的な方法をあちこちいろんな議論がされている中で、計画の方針を見つめると、やはり役場を拠点にしてバスを走らせていくということになれば、福祉センターのバスを止めてみたり、乗り合いワゴンを一旦停止したりという話が出てきております。その中で、ごちゃごちゃしている中の整理が出来ていない状況の中で、話がいっぱい出ておるんですけれども、この機会に申し上げますと、まず今回考えておりますのは、先程前提に申し上げました、出来るだけ民間のバスと共存共栄したいということで、ダブった路線ではなくして、ダブらずして実証実験運転をしたいということで、まず、畑・山田については、直接上ノ太子まで行く路線がなかなか難しいので、路線がかぶるということでもありますので、まず役場をハブ、拠点として、役場まで来て頂いて、役場から福祉センターは今まで通りの形で運行出来ればなど。これは費用がかかるかかからないかは議論して頂きたいんですけれども、先程申し上げましたように、そこは行政がしっかりと、ここは福祉サービスが必要だということは、議論して頂きたいと思っております。

それと、その間、例えば、福祉センターに行ける方、行けない方が発生することにつ

きましては、今しっかりと福祉部局と話をし、今現在利用される方への意見、それから1人でバスに乗れない方のご意見も聞いて、その間、空白のないような方法を、今現在考えておりますので、その調整についても、しっかり今議論しておりますので、又、議論が定まった時点で、議員にお話をさせて頂いて、又、公共交通会議にかけたいと考えておりますので、何卒宜しくご理解をして頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 最初に、料金設定についての考え方をお話しさせて頂きたいということで、答弁が始まったと思うんですけども、これは私が一般質問するからといってまとめた話じゃないでしょう。今言ったことを基本に据えて、あの会議の場に座っていらっしゃると思うんです。本当に騒然とした時に、町の方針は何なんだというのが、あの会議で分からなくなったんですよ。私が入らないのは、議員が入ったら議論が滞ったらいけないからみたいなこともあったんですけども、そうじゃなくて、議論が進まなくなってストップした時には、町として考えをきっちりその会議で言って頂かないと、皆本当に終わってから集まってどんな感想を持ったのか、お話を聞かせてほしいと言われた場に集ったんですけども、本当に頭の中がクエスチョンマークで、どうなっているんだというのしかなかったんです。それが本当に他の議員さんにも伝わっているということなんです。

町の考えを会議できちんと伝えられないのだったら、議員を会議の委員に入れて頂けないのでしょうか。事あるごとに会議、それでワークショップで、なぜ議員が参加していないのかとの声が上がっています。太子町の地域公共交通会議条例、この議案が上がってきた時、阪口議員の方から、なぜ議員をこの会議に入れないのかと質問したところ、公共交通の取り組み状況等について、逐次説明を行い、ご意見を聞く機会がある。国のガイドラインにも議員については会議メンバーに特に明記されていない。議員が委員として入ると、自由活発な意見が出せなくなると言いますので、そうかしらと思ひまして、とりたてて反対もしませんでした。メンバーから議員を外したではありませんか。議員を入れないと決めたのであれば、議会審議の到達点ぐらい、会議の中で町としてしっかり発言してください。逐次説明と言うなら、金剛自動車さんが路線新設のような話は、一般質問が終わってすぐにそういう新たな展開があったのですから、3階と4階で遠く離れている訳ではないのですから、すぐ議員に伝えて説明してください。私も1月9日

の会議で初めて知ったというような、これではあまりにも議員に対して不親切だと思いますので、改善をよろしく願います。又、それがすぐ出来ないのであったら、本当に議員を会議のメンバーとして入れて頂くことを要望致します。

第4回太子町地域公共交通検討委員会、この会議の前の会議ですけれども、この会議概要を改めて読みましたが、委員さんから、議会からの代表は入れる予定はないのか、ここでもそう聞かれたんですね。そう聞かれたら、議会の方とは協議の上で考えると答えていましたが、協議の上というには、入りたいですか、入りたくないですかとかは議員は聞かれていませんから、協議の上で決まった訳ではありません。条例が審議された時には、先程質問に対する答弁にお答えした通り、入らないが決まったこととして審議されていました。会長はおっしゃいました。議員が入りたくないと言ったからメンバーに入っていないと聞いている、こう会長は言ったんです。この点は会長の勘違いなのでしょう。勘違いと言うなら、その点も会長に正しておいてください。要望しておきます。

太子町公共交通会議も5回を終え、地域公共交通網形成計画（案）これがまとめに入りました。昨日の全員協議会でも、案についての報告もありました。新たな年度を迎える2019年度4月からは、委員の中から疑問が出るような会議の運営とならないよう、会長とは事前にしっかりと打ち合わせして進めて頂きますようお願いをします。

先程、高齢者施策は後退しない、乗り継ぎの割引券をやるとか、50円で乗れるようにするとか、そういったことも思っていると言うのだったら、会議できっちり言ってください。私、先程も言いましたが、会議後の委員の方の1人が、意見交流会をしようというその場に小川会長が来られて、福祉施策の所は、堺市みたいなバスもあるし、無料のバスを出したらいいんです。そうすればいいんです。と会長が会議の場じゃない所で言うという様な話はおかしいと思うんです。ですから、ちゃんと会議の場で委員さんを、公募の方もいらっしゃいますし、集めているのですから、きっちり町の考えを会議前には会長に、会議の中では委員さん方にしっかり伝える会議運営として頂いて、太子町の住民さんにとって喜んでもらえる地域公共交通となることを要望致しまして、この質問は終わらせて頂きます。

2問目、二子塚古墳をまちづくりにどう生かすのか、これについて質問を行います。

太子町のホームページから町のプロフィールを開くと、少し長くなりますが、太子町は豊かな緑と歴史につつまれたまちですから始まり、特に二上山は、町のシンボルとも

言える山です。二上山とは、雄岳と雌岳あわせて呼ぶ名前、かつてはふたかみやまとも呼ばれ、万葉集にも詠われるなど、数多くの歴史のエピソードに彩られた山として知られています。太子町の歴史も、まさにこの二上山から始まりました。山麓から産出するサヌカイトと呼ばれる石は、数万年前の旧石器時代以降、石器の材料として広く近畿一円で利用されました。又、時代は下り、飛鳥時代にはこの二上山に、推古天皇によって整備された大道（のちの竹内街道）が置かれました。遣隋使として知られる小野妹子は、この道を通って遠く大陸をめざし、又、大陸からはるばるやってきた使者達は逆にこの道を通って都のあった飛鳥へ向かったのでしょうか。この頃、大和の飛鳥が遠つ飛鳥と呼ばれたのに対し、太子町周辺は近つ飛鳥と呼ばれ、町内には数多くの天皇・皇族クラスの古墳が築造されましたに始まる歴史豊かな太子町を感じる事が出来るプロフィールがホームページに載っています。

空き家問題でワークショップに行ったんですけれども、よそから来られた方が、本当に太子町は緑もいっぱいあるし、歴史も豊かで、教科書で学ぶことが身近にあるのすごいちだねと言われたんです。これだけでなく、太子町は本当に誇れる歴史遺産があるんですけれども、今回質問する二子塚古墳、これも珍しい古墳として有名で、国史跡にも指定されています。

日本共産党議員団が毎年町長と教育長宛に提出しております予算要望書では、文化財保護条例を制定し、町内の貴重な文化財や史跡、古墳等の調査と必要な保護を引き続き行い、史跡案内板等を整備すること、又、二子塚周辺を誰もが楽しく学べる史跡公園として活用し、太子町の文化・歴史を発信すること、これを要望し続けてきました。

今回、史跡公園として整備されることは、長年の要望が実ったものとしてうれしく思いますけれども、今後この史跡公園としてどう活用していくのかが問われることとなります。

町長は施政方針で、国指定二子塚古墳については、引き続き貴重な歴史遺産としてよりの確に保存管理し、地域振興、観光振興の拠点として活用を図る為の整備に向け、新たに確認された史跡及び周辺整備に必要な用地の購入等を行って参りますとおっしゃいました。

そこでまず1点目をお尋ねします。保存管理で進められてきた経過、二子塚古墳の史跡としての価値についてお答えください。又、この間かかった費用、今後予定されている費用も含め、全額で一体どれぐらいになる見込みなのか、金額を教えてください。教

育委員会として保存することで、今後、教育的視点でどう活用しようとお考えなのでしょうか。答弁をお願い致します。

○議長（中村直幸君） 教育次長。

○教育次長（今川新八君） 二子塚古墳の整備費用に係るご質問に対しましてご答弁を申し上げます。

二子塚古墳は、昭和31年11月28日に、国史跡に指定された全国的にも珍しい双方墳でございます。直接石室、石棺を見ることが出来る、地域に根づいた身近な歴史的遺産として、現地見学者も多く地元にも親しまれて参りました。

これまで、町職員による草刈り等の最低限必要な維持管理を行ってきたものの、経年による史跡の保存すべき現状が著しく損なわれつつある現状を踏まえまして、貴重な歴史遺産を保存するという観点からも、文化財の保存と活用を図るべく、平成27年度より歴史学、考古学の教授や遺跡整備の専門家等で構成されました、保存整備検討委員会を立ち上げ、整備に着手をして参りました。

翌、28年度には墳丘周辺の発掘調査により、現在の史跡指定地より古墳の範囲が広がっていることを確認されたことを受けまして、30年度に策定致しました二子塚古墳保存活用計画に基づいて、貴重な史跡を確実に保護し、未来へと継承する為、史跡内外の調査研究を行い、まずは、古墳の持つ本質的価値を後世の代まで保存、伝達することを主目的に、大人も子どもも全ての方々に身近に古墳が見学や体感が出来、学習や憩いの場として有効に活用が図れる施設整備を進めて参りたいという風に考えております。

お尋ねの、現在までの事業費でございますが、平成28年度には、地中探査、それから発掘調査等で531万4千円、29年度は、史跡範囲の追加指定に伴う発掘調査及び樹木の樹勢調査等で559万円、30年度の見込みとして、史跡の公有地化に向けた整備区域の詳細測量、境界確定の作業、土地、補償物件等の鑑定業務で710万5千円、3ヶ年の合計として1千800万9千円ということになってございます。

又、今後の事業予定でございますが、まず31年度におきましては、史跡追加指定地等の公有地化の為の用地購入、石室周辺の発掘調査及び全体事業整備計画の策定等で9千596万5千円を予算計上させて頂いております。

尚、事業用地面積の約1万1千平米の内、6割が史跡保存の為の用地、残る4割が便益施設等、所謂、活用の為に必要となる最小限度の用地を確保することとしております。

尚、又、施設整備に当たっては、保存整備検討委員会のご意見を踏まえながら、地元

関係者等、関係機関の意見を拝聴する等、検討を進めて参りたいと考えてございますが、まずは、史跡の保存整備を中心に、周辺施設の園路や駐車場、トイレ、その他管理用施設等の便益施設の整備を計画致しております。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） これまででと31年度を足したら1億円を超える事業かなと思います。今後トイレや駐車場を作るとすると、更に予算があるということですが、私は、ここは史跡公園として後世の為に残していくという方向も聞いておりますし、そこで進めて頂けたらと思っておりますけれども、一方で、住民さんの方から、公園を作るぐらいだったら、高過ぎる国保料を引き下げるとか社会保障に回してほしいとか、災害対策が求められているのだから、橋や道路等、公共施設の耐震化を優先してほしい等の声が上がってきております。ここまで敷地を広げる必要はないんじゃないか等の声も届いております。

そこで2点目、お尋ね致します。町長は施政方針の後半部分、地域振興、観光振興の拠点として活用を図る為に整備。これはこういった施策をお考えなのでしょうか。ここが有効に生きるんだと思ったら、先程のような意見は減ってくると思うし、消えてしまうと思うんです。ですので、説明をして頂きたいと思います。以前、介護施設が建った時に、二上山を見るのを楽しみにしていたのに、景観が台無しになったと怒っている住民さんもいました。景観を考える上でも公園として残すのは理にかなっているかなと私も思っておりますが、周辺住民さんの声も聞いて、今後進めて頂きたいと思うのですが、この点、如何お考えでしょうか。まちづくりとしての今後を明らかにしてください。

以上、答弁をお願いします。

○議長（中村直幸君） 副町長。

○副町長（松村勝之君） 二子塚古墳をまちづくりに活かすというご質問でございます。

先程の答弁にもありましたが、二子塚古墳は、位置的にも推古天皇陵の南東部に近接しまして、学術的にも本当に珍しいと言われている双方墳の古墳でございます。

そういったことから、まず、史跡の保存を第一に古墳の本質的な価値を次世代へ確実に伝達することと、大人も子どもも身近に古墳が見学、そして学習出来る教育施設として整備を行っているところでございます。

又、本町を訪れる歴史散策者は、必ずと言っていいほど、二子塚古墳に立ち寄られる

見学地の1つとなっております。しかし、見学地とはいえ、史跡の価値を伝える為には、整備が整っていない現状を踏まえ、まずは、確固たる史跡保存の為の適切な保存整備を行った上で、誰もが安全かつ容易に古墳見学、そして学習が行えるよう園路やサイン、更にはトイレ、駐車場等の便益施設の整備は、本町に来訪される誰もが、聖徳太子御廟をまつる叡福寺や推古天皇陵を始めとする梅鉢御陵、そして小野妹子墓等、多くの史跡を点として捉えた場合、その点と点を結ぶ、歴史・散策ルートの1つとして、重要な位置に立地する大いに活用が望まれるものになると考えております。

尚、現在、山田地域には、春日や太子地域にある、例えば、和みの広場、葉室地域にある葉室公園、畑地域の薬師山公園のような一定規模の公園がなく、地域住民の憩いの施設としてのご利用だけでなく、災害時の一時的な避難場所として利活用して頂くような整備についても、前向きに今後検討していきたいと考えております。

以上のように、二子塚古墳の整備は、単なる古墳、史跡の保存整備といったことだけではなく、学習、観光、憩い、そして防災等多面的に利活用が出来る機能を持った施設として、今後、整備を進めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 最初の施政方針の中では、防災にも役立つというのが少し抜けていたのかなと思うんです。それも各地区毎に防災拠点、避難場所を用意するということでは地域の住民さんにも喜んでもらえることだと思っておりますので、やろうと思っているいいことは、もっともっときちんと発信していつてもらいたいと思っております。

学習としてどう活用するのかというのも色々お話を伺っていますと、今でも山田小学校の生徒さんは毎年ここを訪れて、景色なんかを写生しているともお聞きしました。その時に、絵の具だったら水を使うのに、水道があったらよかったのになとか、子どもですからトイレがあったらいいのになと思っていたことが、今回の整備でそういった面も改善出来るとか聞きますと、もっともっと住民さんに喜んでもらえるように情報を発信して頂きたいと思っております。

歴史遺産は守らなければ壊されていきます。いくら貴重な遺産だといっても、そうは思わない人にとっては石ですからね。だから、町が守るお金に代えがたい歴史あるものが、太子町には溢れていますので、町が守る必要があると思っております。

最小限の用地を確保したと言いますが、土地の広さは最後まで本当に妥当か、そうで

あるならば、妥当であることはやっぱり知らせるべきですし、トイレや駐車場等の上物がどこまで必要なのか。トイレにつきましても、先程、防災のことを言われましたが、災害時に使いやすいトイレに、常時広いトイレを置くんじゃなくて、災害が起こった時に仮設トイレがすぐ設置出来るようなやり方もあるんだよという話をしてくれた方もいますので、そういった面から、どこまで必要なのかもよくよく考えて頂いて、何よりも近隣住民さんの声を聞いて、進捗状況等を広報で広く知らせる等、多くの住民さんが喜んで利用出来る施設となる為の努力を求めて質問を終わらせて頂きます。

○議長（中村直幸君） これにて、西田議員の質問を終わります。

次に4番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

〔4番 村井浩二君 登壇〕

○4番（村井浩二君） 議席番号4番、通告に従いまして、将来の太子町について、1、企業誘致の促進と雇用創出の基本的な方針、そして今後の展望について、2、本町の企画力と戦略について質問させていただきます。

まず、我が国、本町の取り巻く状況について、少子高齢化の進展により、人口減少社会へ入っております。我が国の人口も平成38年には、1億2千万人を下回り、平成60年には1億人を下回ると推計されており、今後も人口減少が進むと予想されております。

少子高齢化と人口減少は、医療や介護等の社会保障費の負担を増大させる一方で、税収は減収していく為、これからは、人口減少社会が必要とする医療・介護・教育・交通・災害対応等の各分野における質の高い住民サービスを提供する為の自治体経営が重要になってきます。

そして又、少子高齢化や人口減少等、社会構造の激しい変化や地方分権の流れの中、自治体は自立的経営を行い、地域の実情に沿った成長戦略を探る必要が出てきております。これは即ち、地域産業の衰退化や住民の流出防止等の地域の課題について、自治体が自ら考え、地域の情報発信や魅力向上を図る取り組みが求められております。

その中で、ゆるキャラやご当地グルメ等で、地域ブランドに取り組む自治体もあれば、子育て施策に取り組む自治体もあります。中でも、企業誘致策に重要性を見出し、取り組んでいる自治体も多くあります。又、そのような自治体では、地域経済を活性化させる為、自ら地域経済の現状把握に努められており、そして、地域の産業振興を促進す



る為の施策の一つとして、企業誘致をさせる政策が鋭意熱心に進められております。

そこで、本町の町の活性化を始めとした財源の確保や住民の雇用を創出させるような基本的な方針や戦略等を考えられているのか、そして又、今後の企業誘致等、具体的な財源確保の為の展望についてお考えをお伺い致します。

○議長（中村直幸君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（辻 隆史君） 企業立地の促進と、雇用創出の基本的な方針と、今後の展望についてご答弁申し上げます。

本町では第5次総合計画を基本の柱として、近年の少子高齢化と人口減少という人口構造の変化に対応すべく、太子町人口ビジョン並びに、太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略等を踏まえ、各種まちづくり施策を進めているところです。施策の中では、健全な財政運営の観点から、将来の太子町を担う世代にその負担を先送りすることなく、持続可能な暮らしやすいまちづくりを進めることが求められています。

その為にも自主財源の確保は必要不可欠であり、特に企業参入による法人町民税、固定資産税等の町税の確保は、安定したまちづくりに大きな役割を果たすものと考えています。

ご質問の企業立地の促進と雇用創出については、これら産業の振興、経済の活性化のみならず、住民の雇用機会の拡大につながるものであり、まち全体の活性化に大きく寄与するものです。

企業立地の促進と雇用創出の基本的な方針に関しましては、本町は隣接市域ではありますが電車の停車駅も近接しており、車・電車共に大阪市内から3、40分程度で移動可能というアクセスの良さや、豊かな自然環境や居住環境が両立している点をPRする等、これまで、様々な機会を通して、まちの情報発信に努めて参りました。今後も、企業立地セミナーへの参加等を通して、企業誘致の促進に取り組みたいと考えております。

又、都市計画の観点からは、太子インターチェンジ周辺と、都市計画道路太子西条線周辺の両地域については、道路基盤が整備され、交通の便もよくなったことから、既に、周辺の自然環境と調和した環境に優しい工場施設や住民生活の利便性向上に繋がる商業施設等の企業が進出しています。特に太子西条線周辺の商業施設では、パート・アルバイトで太子町町民の新規雇用が約70名と聞いており、本町の発展に大きく寄与しているものと言えます。加えて、新たな企業からも立地条件等の問い合わせを受けており、今後も引き続き、両地域それぞれの特長を生かした土地利用の促進に努めて参りたいと

考えております。

本町にとり、太子インターチェンジ周辺と太子西条線周辺地域は、大きなポテンシャルを持った地域であり、産業と経済が更に発展する可能性を秘めていると見込んでいます。今後も引き続き、企業誘致、都市計画、財政計画等、様々な視点から関係部署と連携し、企業立地の促進と雇用創出に向けた取り組みを進めて参りたいと考えております。

○議長（中村直幸君） 村井議員。

○4番（村井浩二君） 只今、辻まちづくり推進部長よりご答弁頂き、ご答弁にありましたように、私も本町には、大きなポテンシャルを持った地域もあり、南阪奈道路を始めとする交通インフラを最大限に生かしつつ、企業誘致と雇用の創出に努めなければならないと考えております。

しかし、誘致する方法には、明確な戦略や独自性がなく、目立った特徴のない工業団地や優遇措置を用意して、お願いに終止する自治体も少なくありません。明確な戦略と独自性のない誘致方法では、企業にとってのメリットもはっきりせず、進出意欲も湧いてこないと思いますし、企業進出後も誘致した企業に対して、情報提供等のフォローが十分でなかった為に、企業の新たなニーズを察知出来ず、ビジネスチャンスを逸するケースもあると考えております。

そして、効果的に企業を誘致するには、1、地域の長期的ビジョンに基づく確固たる戦略が求められます。2、単に工業団地等のインフラ整備をすればよい訳でもなく、又、他の自治体での成功事例をそのまま導入しても、それが直ちに成功につながるとは限らない。まず、地域の特性に合った方法をとる必要があり、地域の実情を十分分析し、強みや弱みを認識し、ストロングポイントを最大限に発揮させなければならない。3、ただやみくもに企業にアプローチするより、業種等のターゲットをある程度絞った取り組みの選択と集中が有効的な企業誘致につながると思います。4、誘致に際して、企業のニーズを的確に把握した上で、そのニーズに合ったメニューを提示すべきと考えます。5、企業誘致は来てくれたら終わりではなく、進出後のアフターケアが進出前のアプローチよりも重要であるとも考えます。そして何より、役所内に専門の部署までは設置するとは言いませんが、企業誘致に対して主となる責任担当部署を明確にさせた上で、関係部署との連携をより密に図っていかなければならないのではないのでしょうか。

何れにしましても、専門知識や企画力のある職員、人材が求められており、その為にはまず、職員の人材育成が必要ではないか、企業誘致だけではなく、将来の太子町を見

据える職員の政策、企画、立案の出来る人材を育てなければならないのではないかと考えております。又、その能力を住民との協働にも生かしていかなければならないと考えるが、どのような戦略を行っていくのか、本町のお考えをお伺いします。

○議長（中村直幸君） 総務部長。

○総務部長（奥埜雅偉君） 本町の企画力と戦略について、私の方からご答弁申し上げます。

人口減少・高齢化社会は、今後益々進展する中で、住民が市町村を選ぶ時代であり、自治体も真剣に生き残れる施策を講じていかなければならないと考えております。

誰もが住みたくなる、住み続けたくなるまち、太子町の実現に向け、行財政改革に継続して取り組むことは勿論のことですが、魅力あるまちづくりの為には、前例踏襲主義的な守りの事業だけではなく、先駆的な取り組みや積極的な事業展開が必要であることは、言うまでもありません。その為には、まず人づくり、職員の人材育成が必要不可欠だと思っております。

発想豊かで柔軟な対応、更には、太子町を動かしていく職員の意識改革と、その資質の向上、人材育成が重要な課題であります。

過去から太子町に脈々と受け継がれ、地域にしっかりと息づいている聖徳太子の精神風土をまちづくりにも受けとめ、常に住民の声に耳を傾け、活力あるまちづくりに向けてマネジメント力やチャレンジ力を発揮し、地域の実情に柔軟できめ細やかに対応し、住民や活動団体、あるいは事業者等、多様な主体と対等な関係を持って、地域社会の発展に貢献出来る職員が求められていることから、太子町においては、これからの太子町を担うにふさわしい職員像を太子町人材育成基本方針において、わが町太子町を愛し、住民のニーズを踏まえた柔軟な企画力・行動力、高いコンプライアンス意識を備えた自律型の職員としており、平成28年度から導入しております人事評価制度と連動させ、職員の人材育成に取り組んでいるところでございます。

又、町会・自治会離れが懸念され、地域のつながり、人と人とのつながりが希薄化されつつある現状において、時代の流れであると諦めることなく、まずは我々職員が太子町を愛する心を持ち、自らが積極的に、粘り強く住民とかかわり、あるいは共に、まちづくりに邁進していかなければならないと感じております。

その為にも、新たに建設する(仮称)生涯学習施設を幅広く住民の皆様に利活用して頂き、更に数多くの学び、交流する機会を提供し、行政と共に太子町のまちづくりに協働

出来る人材づくり、団体づくりを支援していかなくてはならないと考えております。

何れにしましても、職員が創意工夫とチャレンジ精神をもって自ら発想し、企画・立案する能力の向上と共に、オール太子で住民をも巻き込んだまちづくりに邁進していくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（中村直幸君） 村井議員。

○4番（村井浩二君） 只今、奥埜総務部長からご答弁を頂き、魅力あるまちづくりには、前例踏襲主義的な守りの事業だけではなく、先駆的な取り組みが必要であると、私も強く感じております。又、その先駆的な事業に取り組むには、職員の人材育成と職員のシビックプライド、所謂郷土愛、太子愛の醸成が最も重要であるのではないかと考えます。

先日の中学校卒業式での町長の来賓祝辞で、2020年、東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーに本町がエントリーされているとお言葉がありました。私も是非本町が聖火リレーのコースに選ばれることに大いに期待すると共に、選ばれたなら町内及び日本遺産である竹内街道を聖火が疾走する喜びを住民の皆様と共に享受したいと思います。

そして、先日、インターネットニュースを閲覧していると、関西198全市町村から選んだ住みたい街ランキング2019との記事がありました。住みたい街ランキング1位から順に、豊中市、大阪市、吹田市、芦屋市、尼崎市と続くのですが、本町は99位でした。ちなみに姉妹都市である奈良県斑鳩町は72位、兵庫県太子町は78位でした。198自治体の中でちょうど中間辺りの微妙な99位ですが、このランキングの結果を真摯に受け、上位にランクインされるような多くの方々が、聖徳太子が眠るまち太子町に住みたいと思わせるような企画力と実行力をフルに発揮させて、将来の太子町に明るい夢と希望という聖火を灯らせ、そして又、その聖火を次なる新しい時代、後世にリレーさせることを強く要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（中村直幸君） これにて、村井議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

本日の日程は、これで終了致しました。

尚、最終本会議は明後日の22日に再開させて頂きます。再開通知は省略させて頂きますが、ご出席のほどをよろしくお願い申し上げます。

これにて散会と致します。

本日はご苦勞様でした。

(午前 11 時 23 分 散会)

【第 3 日】

平成31年 第1回太子町議会定例会会議録

平成31年3月22日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（11名）

1番	羽山茂男君	7番	山田強君
2番	森田忠彦君	8番	寺町幸雄君
3番	辻本馨君	9番	田中祐二君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	中村直幸君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	池田貴則君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	村上正規君
総務部長	奥埜雅偉君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	辻隆史君	子育て支援課長	浅野達雄君
健康福祉部長	横田勝君	福祉課長	林達也君
教育次長	今川新八君	高齢介護課長	東條信也君
秘書課長	堀内孝茂君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	吉田雅樹君	教育総務課長	田中清君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	学務指導課長	西野直美君
税務課長	松岡健一君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
住民人権課長	米田正径君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 清水敏喜

---

◎議事日程第3号

- 日程第1 報告第2号 平成30年度太子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第2 議案第2号 太子町立幼稚園設置条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第3 議案第3号 太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第4 議案第4号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第5 議案第5号 平成30年度太子町一般会計補正予算（第6号）（予算常任委員長報告）
- 日程第6 議案第6号 平成31年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）
- 日程第7 議案第7号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第8 議案第8号 平成31年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第9 議案第9号 平成31年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第10 議案第10号 平成31年度太子町下水道事業特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第11 議案第11号 平成31年度太子町介護保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第12 議案第12号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第13 議案第13号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第14 議案第14号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第1号）（町長提



出議案)

日程第15 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員長・広報特別委員長・  
生涯学習施設建設調査特別委員長）

(開会 午前 9時30分)

○議長(中村直幸君) 皆さん、おはようございます。本日、第1回定例会の最終日を迎えた訳でございますが、その間、委員会におかれましては精力的にご審議を頂き、厚くお礼を申し上げます。

本日は全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。

よって、これより会議を開きます。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております通りでございます。

---

○議長(中村直幸君) それでは、日程第1、報告第2号、平成30年度太子町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の件、これを議題と致します。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(奥埜雅偉君) おはようございます。報告第2号、平成30年度太子町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、3月8日の大阪府知事の退職の申し入れを受け、4月7日執行の大阪府知事選挙に対応すべく、所要の経費を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月8日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会に報告申し上げます。

それでは、補正予算書の1頁をお願いします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ376万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億2千781万2千円とするものでございます。

恐れ入ります、8頁、9頁をお願いします。

まず、歳出を申し上げます。

2款総務費、4項選挙費、3目大阪府知事選挙費、補正額376万7千円、事業別区分の1、大阪府知事選挙事業の1節報酬30万1千円は、期日前投票所における投票管理者、投票立会人の報酬でございます。

3節職員手当等52万円は、選挙事務や期日前投票事務に係る時間外勤務手当等でご

ございます。

7 節賃金 4 2 万 4 千円は、選挙事務補助職員としてのアルバイト職員 1 名と期日前投票所における受付事務アルバイト職員の賃金でございます。

1 1 節需用費 4 4 万円は、選挙事務消耗品の他、入場整理券、選挙啓発チラシ等の印刷費でございます。

1 2 節役務費 9 3 万 3 千円は、入場整理券の郵送料や投票用紙交付機及び分類機器の点検手数料等でございます。

1 3 節委託料 8 7 万 5 千円は、選挙入場券作成業務委託料の他、ポスター掲示場 3 6 ヶ所に係る掲示板設置委託料等でございます。

1 8 節備品購入費 2 4 万 9 千円は、投票用紙計数機の購入に係るものでございます。

続きまして、歳入でございます。6 頁、7 頁をお願いします。

1 5 款府支出金、3 項府委託金、1 目総務費府委託金、3 節選挙費委託金 3 7 6 万 7 千円で、全額大阪府の委託金で措置しております。

以上で、報告第 2 号、平成 3 0 年度太子町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分についての説明を終わります。何卒よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮り致します。

報告第 2 号は、会議規則第 3 9 条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、報告第 2 号は委員会付託を省略致します。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

報告第2号を承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号、平成30年度太子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の件は、報告通り承認されました。

報告第2号は、議案第5号より先に専決された為、補正号数の計数整理を行います。計数整理につきましては、お手元に配付しております計数整理票の通りでございます。ご了承願います。

---

○議長（中村直幸君） 日程第2、議案第2号から日程第12、議案第12号まで、以上11件を一括議題と致します。

各議案は、去る1日の本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりますので、その結果について、順次報告を求めます。

まず、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

村井議員。

〔福祉文教常任委員長 村井浩二君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（村井浩二君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

議案第2号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件については、審議において、10月から実施される消費増税によって幼児教育無償化が言われているが、この条例ではどのような取り扱いになるのかとの質問に対し、現時点での国の動向としては、有料とされている為、別途、子育て支援施策として対応を検討していると。

又、時間単価の設定が新たに提案されているが、従前の月額単位の設定との関係を問う質問に対し、月額設定は条例から規則の方に移行されるが、8月期の料金8千円は、今回の改正により保育時間を延長したことによる影響とのことでした。

保育時間を延長することに伴う職員の対応を問う質問に対し、賃金面での時間延長分は考慮している。又、時間延長に伴う安全管理は、正職員がローテーションを組んで対応するとのことでした。

又、近隣市町村では8時から18時まで対応しているところがあるが、その対応を問う質問に対し、現状での職員体制では、今回以上の対応は困難であるとのことでした。

その他、今年の10連休の対応や、放課後児童会の料金設定との整合性を問う質疑もありました。

以上、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第3号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件については、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第4号、太子町国民健康保険条例中改正の件については、審議において、今回の改正による影響額についての質問に対し、軽減対象者が拡大され、平成30年度保険料率で計算すると、5割軽減では3世帯5名、14万2千560円、2割軽減では11世帯17名、18万2千772円の保険料が軽減されるとのことでした。

以上、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算については、審議において、平成31年度の保険料についての質問に対し、6月の本算定で決定することになるが、予算上の積算では、大阪府が示した事業費納付金等の納付に必要となる保険料の総額を被保険者で割った1人当たりの保険料で推計している。大阪府が示した激変緩和後の保険料率である標準保険料率は、6%程度の上昇見込みであったが、被保険者の負担を考慮し、国保財政調整基金から1千万円を繰り入れ、3%程度の上昇に緩和する予算計上をしている。

保険料統一化に向けての考え方についての質問に対し、統一保険料率との差は約16%あり、36年度保険料の統一まで、32年度以降も引き上げていく必要があると考えている。昨年末に大阪府は保険料の上昇について国への緊急要望を行い、追加公費の支援を求めている。町としても、引き続き、大阪府市町村長会等を通じて、国や大阪府へ保険料の上昇抑制を求めている。

国保財政調整基金1千万円を31年度繰り入れる予定とのことだが、基金残高の状況についての質問に対し、29年度末決算では5千534万4千円で、30年度末見込み額は、6千318万1千円を見込んでいるとのことでした。

又、保険料に関して、均等割の廃止や多子世帯への軽減についての質問に対し、子どもがいる世帯の均等割の軽減や多子世帯の軽減については、大阪府・市町村広域化調整会議で検討しているとのことでした。

ジェネリック差額通知が、年1回から3回に変更されるが、その内容や利用方法につ

いての質問に対し、国保連合会の受診記録からジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知をしており、通知が届いた際には、薬剤師や医師への相談とジェネリック医薬品への変更をお願いし、医療費適正化に努めている。

人間ドックの指定医療機関についての質問に対し、7医療機関と契約・指定をしており、指定についての費用はないとのことでした。

その他、被保険者の構成や仮算定廃止の周知等についての質疑がありました。

討論においては、意見をつけて賛成の討論がありました。

審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第11号、平成31年度太子町介護保険特別会計予算については、審議において、生活支援コーディネーターの役割についての質問に対し、高齢者の生活支援体制を整備する事業で、高齢者が地域生活を送る上で不足するサービスを地域ケア会議や地域での勉強会で見出し、地域に必要なサービスを検討する等、SASAE愛太子協議体と共に地域でのコーディネーター役を担っている。

認定審査会までの期間を早くできないかとの質問に対し、容態の安定状況により、医師の意見書の提出に時間がかかることがあるが、30日を目途に出来るだけ早く認定が出せるように取り組んでいるとのことでした。

次期介護保険計画で、要介護1、2が保険給付から地域支援事業の対象に移行すること等への考え方についての質問に対し、国が持続性を確保する為の制度設計を進める中で、地域支援事業の枠の中で事業選択や事業創出を行っている。又、調整交付金を始めとする国の制度設計に対する要望については、今後も大阪府町村長会を通じて国に要望していく。

特定入所介護サービス費についての質問に対し、平成30年2月現在の制度利用者は、特別養護老人ホームで41名、老人保健施設で22名とのことでした。

その他、高齢者交流サロンや高齢者数・認定者数の推移、認知症者の数についての質疑がありました。

以上、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第12号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算については、審議において、今後、団塊の世代が加入することによる、制度に対する影響についての質問に対し、国の枠組の中で構築された制度で、後期高齢者の増加が見込まれる中、現役世代と後期高齢者の負担割合の見直しも行われる等、将来的にも持続可能な制度であると考

えている。

保険料収納率の状況についての質問に対し、収納の6割が特別徴収で、年金からの徴収により、収納率は100%となっている。又、口座振替や納付書による普通徴収も高い収納率で、昨今の景気の状態もあり、滞納額も若干減少したとのことでした。

又、特例軽減の見直しについての質問に対し、5割被扶養者軽減が減っているのは、後期高齢者医療制度加入前に、被用者保険の被扶養者であった方に対する激変緩和措置による見直しによるもの。9割軽減の方は、2年後の本則への移行段階で、31年度には8割軽減に、32年度には本則の7割軽減に移行されるとのことでした。

討論において、反対の意見がありましたが、採決の結果、賛成多数により原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 只今、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長、副委員長の報告を求めます。

まずは、羽山議員。

〔予算常任委員長 羽山茂男君 登壇〕

○予算常任委員長（羽山茂男君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

3月6日の予算常任委員会において、議案第5号、平成30年度太子町一般会計補正予算（第6号）、計数整理後（7号）について、審議において、被災農家者向け経営体育成支援事業補助金で、利用実態が2件の理由と、実績額についての質問に対し、園芸共済の加入等の国の条件があり、相談はあったものの申請者は少なかった。事業実績額は約18万円とのことである。

青年就農給付金が活用されない理由と、今後の取り組みについての質問に対し、45歳未満の新規就農者が対象で、5年間の継続営農と途中でやめると返納といった条件があり、活用が難しい。国の次世代農業者の育成という制度設計があるので、近隣市町村の取り組みを調査し、制度の枠組みの中で工夫して活用していきたいとのことでした。

市町村たばこ税の減額についての質問に対し、月平均1千700万円から1千400万円に収納が落ちている。見込みでは1億9千790万円を試算し、課税定額を1億8千500万円と見込んでいる為、大阪府への交付金は約1千300万円であるとのことでした。

放課後児童会運営事業費の減額についての質問に対し、時間外利用者が月平均57人、早朝利用者が月平均109人、延長利用で月平均130時間と当初見込みより少なかったとのことでした。

防犯灯設置の費用と、新規設置の減となった理由についての質問に対し、関電柱に設置の場合は3万円から5万円、鋼管柱を建てて設置の場合は10万円から15万円である。太子西条線の新設を見込んでいたが、昨年度予算での前倒し実施と店舗の明かりでの対応により減額となった。

ふるさと納税返礼品の実施方法と、継続寄付への対応についての質問に対し、事業委託しているので、委託先にて返礼品を送付している。継続寄付につながるように、お礼状の送付や継続寄付についての文書を送付しているとのことでした。

その他、広報紙の発行部数、ESCO事業の取り組み状況、障がい者自立支援事業の介護サービスの状況やALTの配置状況等の質疑がありました。

以上、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第6号、平成31年度太子町一般会計予算については、審議において、総務部関係の予算では、プレミアム付商品券事業についての質問に対し、対象は住民税非課税、3歳未満の子のいる世帯で、2万5千円の商品券を2万円で販売し、10月から3月末までの間で、市町村が定める期間に市町村内での応募店舗を基本に使用出来るとされている。

地方消費税交付金についての質問に対し、国の会計年度の収入期間が、12月から翌年11月までとなっており、31年度は11月末日が土曜日の為、納期限が12月2日で、次年度収入となり、交付金が減額となっているとのことでした。

町税全体の予算編成の考え方についての質問に対し、30年度決算見込みベースで考えており、住民税は3%程度の増減で推移しており、30年度見込みで積算。固定資産税は地価の下落分の1%減で積算。家屋償却については、新築50軒分で300万円の増、ホームセンター、スーパーで1千500万円の増を見込んでいる。軽自動車税は、28年度の税制改正後、大きな改正はないので、30年度見込みで積算。たばこ税は毎



年10%減少しているので、10%減で積算。入湯税は減少傾向で積算。滞納繰越分は30年度収入予測額で予算計上しているとのことでした。

町会等集会所整備事業補助金についての質問に対し、30万円以上の改修費用が対象で、敷地や内装のみの修繕等は対象外。前年度10月までに申し出が必要であるとのことでした。

三世代同居・近居支援補助金と結婚新生活支援補助金の状況についての質問に対し、30年度の現在の状況は、三世代同居・近居支援で4件、結婚新生活支援で1件の実績であるとのことでした。

たいしくん商標登録更新費についての質問に対し、10年ごとの更新を行う為の登録費用を計上しているとのことでした。

ふるさと太子応援基金寄附金事業についての質問に対し、本町への納税分が1月末で約2千700万円、他市町村への納税分が1千160万円で、入ってくる方が多い状況。今後、聖徳太子没後1400年事業に対する、クラウドファンディングの活用を検討していくとのことでした。

その他、町債やホームページの活用について、庁舎自動ドアの更新、戸籍・住民票手数料等についての質疑がありました。

健康福祉部関係の予算では、福祉医療の再構築後の影響についての質問に対し、老人医療の経過措置対象者と障がい者医療の月の上限額が、2千500円から3千円へ変更された他、月2日の上限の廃止により、両制度の対象者には影響があったと考える。他の福祉医療制度への移行や住所地特例の導入で、対象者が減ったことによる影響もあるが、29年度実績と30年度見込みで比べると、140万円程度減っているとのことでした。

地域力強化推進事業、相談包括化推進員配置事業についての質問に対し、国の補助金を活用し、社会福祉協議会への委託事業として、地域住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決を試みることが出来る環境の整備と共に、包括的な相談支援体制の構築を図るとのことでした。

健康太子21計画策定についての質問に対し、第3次健康増進計画に食育基本計画を盛り込んでおり、栄養士を入れた調理実習や、わくわく農園の実施等を行っており、次期計画でも食育を充実させていく。31年度にアンケート調査、32年度に計画策定を行う予定。

国民健康保険特別会計繰出金の、その他一般会計繰出についての質問に対し、町独自減免分200万円、福祉医療に伴う国庫負担減額分229万9千円、集団健診のがん検診分206万1千円を計上しているとのことでした。

予防事業では、はしか、風しんの対応についての質問に対し、昨年の年末から関東で風しんが流行し、国が定期健診化を決定したので、補正予算を考えている。

富田林休日診療所運営負担金の内容についての質問に対し、医師・歯科医師・薬剤師の賃金、その他薬剤等の休日診療所運営経費から診療報酬を引いた額で、4市町村で負担しているとのことでした。

その他、認定こども園、タクシー助成制度、妊婦出産包括支援のWi-Fi活用や、入学祝品、敬老祝金等についての質疑がありました。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 続いて、村井議員。

〔予算常任副委員長 村井浩二君 登壇〕

○予算常任副委員長（村井浩二君） 続きまして、3月7日の予算常任委員会において、まちづくり推進部関係の予算では、安心安全まちづくり推進事業についての質問に対し、がけ地近接等危険住宅建設補助金は、災害危険区域の住宅を除却し、町内で移転する場合の住宅建築費の金融機関借入れの利子相当額を補助。土砂災害特別警戒区域内住宅補強工事補助金は、山側に擁壁の設置や斜面側の壁の補強工事に対する費用の一部を補助する。国の制度により、上限330万円で補助率23%となっている。住宅耐震診断・改修補助金は、震災対策推進事業補助金と改め、木造住宅除去補助金を新設したとのことでした。

太井川改修工事についての質問に対し、第一仏眼寺橋より上流部が未改修であったので、30年度と31年度の2ヶ年で整備する。30年度で上流部の管ヶ谷橋下流部の右岸・左岸部の整備が完了し、31年度は第一仏眼寺橋の落差工の取付部分から上流部の左岸側にブロック積みの整備を行う。

農作物被害防止資材購入補助金についての質問に対し、資材購入費の2分の1、上限3万円の補助から、31年度より2分の1、上限7万円の補助に変更するとのことでした。

又、空家等対策推進事業の取り組みについての質問に対し、31年度に空家の位置、個票、写真、管理状況の空家等管理台帳システムを改修し、当面、特定空家にならない

為の方策を進め、空家バンクについては研究していきたいとのことでした。

聖徳太子没後1400年事業についての質問に対し、31年2月に実行委員会が立ち上がり、2021年を目指して地域の皆さんと行政、各種団体が協力して、聖徳太子のまちを広く発信し、後世につないでいく為の議論をしていく。来訪者から飲食店がないとの声が多いので、飲食店舗開業補助金を創設。又、住民との機運づくりを進めていく為、国、奈良県や他の市町村の取り組みを参考にしていきたいとのことでした。

その他、消防の広域化、災害備蓄品の保管、公園遊具の更新、し尿汲取委託料・負担金等についての質疑がありました。

教育委員会関係の予算では、中学校大規模改修工事のスケジュールを問う質問に対し、予算確定後、国への補助金申請、工事請負契約締結の議決後、工事は7月から8月の夏休み期間中に予定している。

二子塚古墳整備事業の土地所有者の意向確認の質問に対し、30年度に実測測量、土地及び物件補償の鑑定業務を行い、所有者に概算提示しているとのことでした。

英語検定試験検定料補助金についての内容を問う質問に対し、町立中学生を対象に、1級から5級の検定試験に対する受験費用相当分を補助するもので、受験を義務づけるものでなく、任意であり、1人1回の受験料としている。

又、学校給食センター改修工事の内容を問う質問に対し、天井と壁の補修、調理室のフードの整備、更には、消防設備の更新を行うとのことでした。

その他に、小中学校のトイレ改修についての考え方、町立幼稚園の預かり保育時間の延長に伴う職員体制、就学援助費における新入学準備費の申請に関することや、中学校体育館の屋根の状況を確認する等の質疑もありました。

討論において、反対及び賛成それぞれの意見がありましたが、採決の結果、賛成多数により原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 只今、予算常任委員長、副委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

辻本議員。

〔総務まちづくり常任委員長 辻本 馨君 登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（辻本 馨君） それでは、総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

議案第8号、平成31年度太子町山田財産区特別会計予算については、審議において、山田財産区基金残高についての質問に対し、平成30年度末現在高見込額は4千218万8千530円である。

豊かな自然、森林を守っていく為に、タケノコとりを地域と一緒に取り組んでいる市があるが、そのような取り組みの考えはないかとの質問に対し、財産区に限らず、町全体として考えていかなければならないことであるが、その事業についても人手が必要で、下請者も年々減っており、管理委員会と共に今後の課題として検討していきたいとのことでした。

以上、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第9号、平成31年度太子町春日財産区特別会計予算については、春日財産区基金残高についての質問に対し、平成30年度末現在高見込額は2千488万9千807円である。

財産貸付収入の内訳についての質問に対し、大平灌水組合から5千円、関西電力から3万7千620円、NTT西日本から1千700円、ケイ・オプティコムから1千670円、新池堤使用料として4万6千640円を計上しているとのことでした。

又、賠償責任保険の補償内容とため池の数についての質問に対し、補償内容は人身補償で限度額1名につき2億円、事故の補償で限度額10億円、財産的なものの補償限度額は1億円となっており、ため池は9ヶ所あるとのことでした。

以上、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第10号、平成31年度太子町下水道事業特別会計予算については、審議において、南河内4市町村の広域化検討状況についての質問に対し、下水道管の老朽化に伴い更新を行っていく為、ストックマネジメント計画の策定が必要で、同じ課題に対して共同で取り組んでおり、毎月ワーキング会議を開催。メンバーには国土交通省、大阪府、日本下水道事業団の職員にも参加してもらい、技術的・経営的な支援や補助事業の共同実施の検討を行っているとのことでした。

又、下水道地方債についての質問に対し、平成2年度から下水道整備に着手し、大阪

府の流域下水道の建設負担金に対する起債と併せて整備年次ごとに起債を行い、当初のものは償還が終わっているが、30年度末見込み額は19億2千680万6千円である。

平準化債についての質問に対し、減価償却費があると仮定した場合の償却期間44年と町債の30年償却期限との14年の差を平準化債として起債が認められており、平成31年度は2千500万円を計上しているとのことでした。

その他、南河内4市町村広域化事業負担金や水洗化人口、集合住宅の接続状況についての質疑がありました。

以上、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 只今、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、議案第2号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第2号を委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案通り可決されました。

議案第3号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第3号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案通り可決されました。

議案第4号、太子町国民健康保険条例中改正の件について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第4号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案通り可決されました。

議案第5号、平成30年度太子町一般会計補正予算（第6号）、計数整理後（第7号）について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第5号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案通り可決されました。

議案第6号、平成31年度太子町一般会計予算について討論に入ります。

討論ございませんか。

反対の討論を許します。

西田委員。

○6番（西田いく子君） 議案第6号、平成31年度太子町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

今、国で審議されている予算案の最大の問題は、消費税10%増税を前提としていることです。安倍総理は予算委員会で、家計消費も実質賃金もマイナス、水面下だと認め

ました。増税の根拠は総崩れです。今の経済情勢のもとで10%増税によって、5兆7千億円もの負担を押しつけば、家計にも経済にも大打撃を与えることは明らかです。今からでも消費税増税を撤回すべきです。

そもそも消費税は逆進性を持つものです。安倍総理は、軽減税率等で緩和出来る等と答弁しましたが、軽減ではなく、8%に据え置くだけです。しかも、今ぎりぎりの生活をしている低所得者には、車やマンション購入時の限定措置等、殆ど関係ありません。消費税10%増税は絶対にやめ、アベノミクスのもとで大もうけしてきた富裕層、大企業への行き過ぎた優遇税制を改め、応分の負担を求めるべきです。

又、安倍政権は、地方自治体を支援するどころか、地方財政の削減、行政サービス切り捨てと公共施設の統廃合を自治体に迫り、政策誘導の為に地方交付税制度まで改変する等、地方自治体の機能を破壊する政策を引き続き進めています。大阪では、維新府政がカジノ万博を推進すると共に、国保の強引な統一化を進め、福祉医療を後退させる等、府民の暮らしを脅かしています。安倍政権の隠蔽、改ざん、審議拒否の暴走政治、維新府政の大型開発優先をストップさせ、国、府の悪政の防波堤となって、住民の暮らしを守る町政が求められています。

本町においては、地域公共交通の実証運行や生涯学習施設の建設場所が決まり、基本設計、実施設計が始まろうとしております。町立幼稚園での預かり保育の延長、小中学校トイレの改修、妊婦健診の拡充、耐震化補助制度の拡充等、住民の暮らしを応援する施策が進んでいることは評価出来ます。しかし、プレミアム付商品券事業や、安倍首相が全ての子ども達の幼稚園や保育園の費用を無償化すると公約し、消費税の用途変更を口実に、2017年に衆議院を解散しながら、0歳から2歳児が無償化にされないことや給食費を無償化の対象から外したことで、免除対象とならない低所得世帯では、無償化前より実質負担が増加する可能性すらある等、おおよそ完全無償化とは言えない内容になっています。

このように問題が山積みで、まだ決まってもいない消費税増税を前提に、31年度予算が編成されています。太子町での消費税増税の影響は、平成29年度決算ベースで、約2千400万円もの負担増になるとの試算もありました。町の負担増が、今後、手数料や使用料等住民負担増につながることも懸念されます。又、小中学生に入学祝品贈呈事業を新設する一方で、高齢者が楽しみにしていた敬老祝金、100歳以上を廃止しました。長寿を祝えないのは悲しいことです。地域公共交通の会議では、今後、福祉セン

ターバスや乗り合いワゴン車が中止になるのではないかと不安の声も出ています。高齢者施策、福祉の後退は許されません。高過ぎる国民健康保険料、介護保険料の引き下げ等、地方自治体として、住民福祉の増進を第一に安全・安心のまちづくりを進め、住民と共にいつまでも住み続けられるまちづくりを求めまして、反対の討論と致します。

○議長（中村直幸君） 賛成の討論はございませんか。

賛成の討論を許します。

建石議員。

○10番（建石良明君） 議案第6号、平成31年度太子町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本予算は、第5次総合計画に掲げる人と自然と歴史が交流し、未来へつなぐ和のまちたいしの実現をめざし、住民の安全・安心、又、中学校大規模改修や小中学校トイレ改修による教育環境の整備、高齢者の介護予防に活用されている多目的広場への日よけシェルターの増設、小中学校入学時の祝品贈呈や預かり保育時間延長等、子ども子育て支援施策の充実、更には、地域の活性化、観光振興を図る為、聖徳太子没後1400年事業を実施する等、数多くの事業が盛り込まれたものとなっております。

とりわけ生涯学習施設については、公民館、まちづくり交流センター、更には図書館機能を備えた複合施設として整備することにより、交付税措置のある地方債を活用する等、大いに評価出来るものと考えます。

一方、歳入では、市町村たばこ税が大きく減少する中、国・府支出金等の財源確保に努めると共に、公共施設整備基金等の特定目的基金、並びに財政調整基金を活用する等、積極的な予算編成が行われたものであります。

今後においても、少子高齢化の進展に伴う扶助費を始めとする経常的経費等の増加に加え、生涯学習施設の整備や公共施設の老朽化対策、更には第5次総合計画に掲げる目標の実現に向け、多額の財政需要が見込まれることから、限られた財源を効果的、効率的に配分すると共に、費用対効果にも十分に留意され、引き続き安定した行財政基盤づくりに向けた取り組みに努められ、安全で安心して暮らすことが出来るまちづくりを推進し、住民目線に立った行政サービスを提供して頂けるよう強く要望して、本予算の賛成討論と致します。

○議長（中村直幸君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決を致します。

議案第6号を委員長、副委員長の報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名・反対2名〕

○議長（中村直幸君） 起立多数でございます。よって、議案第6号は原案通り可決することに決しました。

議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。討論ございませんか。

阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算について、意見を付けて賛成の立場で討論を行います。

全国どこでも高過ぎる国民健康保険料に住民が悲鳴を上げています。滞納世帯は289万、全加入世帯の15%を超えています。無保険になったり、保険証を取り上げたり等、生活の困窮で医療機関の受診が遅れた為、死亡した事例が昨年1年間で77人に上るという深刻な事態も起こっています。

政府は、昨年4月から国保の都道府県化をスタートさせましたが、問題解決にはなりません。高すぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決する為には、公費を投入するしかありません。全国知事会、全国市長会、全国町村会等も国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には公費を1兆円投入して、協会けんぽ並みの負担率にすることを政府・与党に求めました。

大阪府は保険料率と減免制度を府内で一本化し、市町村が保険料軽減の為に独自で実施している補助金をなくす方針を示しており、低所得者が軒並み大幅な国保料値上げとなります。6年間の激変緩和措置を設けてはいますが、大幅な国保料値上げは避けられません。

太子町では、今年度基金1千万円を繰り入れ、保険料抑制に努めました。しかし、基金にも限りがあり、太子町の努力だけでは国保の値上げは抑えられません。高過ぎる国保料を引き下げてほしい、これが住民の願いです。この願いに応える為にも、国、府に対し、財政支援の強化を強く求めてください。市長会等が求めている通り、国が1兆円公費負担すれば、日本共産党が提案している均等割、平等割をなくして、国民健康保険

料を大幅に引き下げ、協会けんぽ並みの保険料にすることが出来ます。日本共産党大阪府委員会の試算では、年収300万円、30代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯の場合、現在29万9千円が15万8千円に、半額以下に引き下がると試算されています。

更に、地方自治体が条例や予算で住民の福祉の為の施策を行うことを国が禁止したり、廃止を強制したりすることは、憲法92条の地方自治の本旨、94条の条例制定権を侵すものであり、国保の都道府県化のもとでも、法令上標準保険料率は参考値に過ぎず、自治体に従う義務はありません。

太子町の判断で国や府の圧力をはねのけ、一般会計繰り入れで保険料引き下げ、更に、第2子や第3子以降の子どもの均等割を減免する多子世帯減免を実施する等、住民の暮らしを守る一層の努力を要望致しまして、意見を付けての賛成討論と致します。

○議長（中村直幸君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第7号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案通り可決されました。

議案第8号、平成31年度太子町山田財産区特別会計予算について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第8号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案通り可決されました。

議案第9号、平成31年度太子町春日財産区特別会計予算について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第9号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案通り可決されました。

議案第10号、平成31年度太子町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第10号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案通り可決されました。

議案第11号、平成31年度太子町介護保険特別会計予算について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第11号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案通り可決されました。

議案第12号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。

討論ございませんか。

阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 議案第12号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別を押しつける悪法です。2008年の制度導入後、保険料値上げが強行され続けています。

高齢者差別に怒る国民の批判をかわす為、制度導入時、当時の自公政権は、低所得者の保険料を軽減する仕組み、特例軽減を導入しました。ところが、安倍政権は、保険料を軽減する特例措置を10月から廃止し、7割軽減に改悪します。政府は、9割軽減が適用されている低所得者の多くが、年金生活者支援給付金を受けられる8.5割軽減の人には、消費税引き上げの影響を考慮し、1年間だけは負担増分を補填すると言いますが、もともと所得の少ない高齢者の軽減制度を廃止すれば、高齢者の生活が苦しくなるのは避けられません。高齢者に際限のない保険料を押しつけ、医療費の重過ぎる窓口負担に多くの高齢者が悲鳴を上げています。高齢者いじめの後期高齢者医療制度を速やかに撤廃することを強く求めまして、反対の討論と致します。

○議長（中村直幸君） 他にございませんか。

ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

議案第12号を、委員長の報告の通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名・反対2名〕

○議長（中村直幸君） 起立多数でございます。よって、議案第12号は原案通り可決することに決しました。

---

○議長（中村直幸君） 日程第13、議案第13号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題と致します。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第13号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、平成31年度以降の国民健康保険料の算定の基礎となる一般被保険者に係る基礎賦課総額を算定するに当たり、算入する対象公費の一部拡大を行うものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省

令第6号第1号ヲに規定するその他特別な事情がある場合に交付される特別調整交付金の一部を、大阪府知事が定めるものとして、算定可能な公費として追加し、一般被保険者に係る基礎賦課総額を減少させることで、保険料率の上昇抑制を図るものでございます。

それでは、議案書の3枚目をお願い致します。新旧対照表に基づいてご説明を申し上げます。

基礎賦課総額の算定に参入する補助金等の収入を規定する第10条の3第1項第2号アからエのうち、保険給付費等交付金を規定する同号ウ（ア）中、ハからヌまで及びの後に、新たに追加する公費として、ヲ大阪府知事が定めたものに限る。並びにを追加し、その他特別の事情がある場合に交付される国特別調整交付金を算入する改正を行ってございます。

次の頁をお願い致します。

又、その他の収入を規定する同号エについても、ハからヌまで及びの後にヲ大阪府知事が定めたものに限る並びにを追加し、同様の改正を行うものでございます。

尚、今回の改正で新たに基礎賦課総額の算定に追加するその他特別の事情がある場合に交付される国特別調整交付金のうち、大阪府知事が定めたものにつきましては、未就学児に係る医療費負担が負いことによる財政影響があるもの及び特別事情による財政負担増加があるものでございます。

恐れ入ります、議案書の2枚目に戻って頂けますでしょうか。附則でございます。

この改正は、平成31年4月1日から施行することとし、平成31年度以降の保険料について適用するものとしております。

議案第13号、太子町国民健康保険条例中改正の件についての説明は、以上でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮り致します。

議案第13号は、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員会付託を省略致します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第13号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号、太子町国民健康保険条例中改正の件は原案通り可決されました。

---

○議長（中村直幸君） 日程第14、議案第14号、平成31年度一般会計補正予算（第1号）、これを議題と致します。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第14号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、風しんの蔓延を予防する為、本年2月1日の予防接種法の改正により追加されました風しん定期予防接種を4月から開始するに当たり、所要の経費を増額してございます。

本予防接種は、公的な風しん予防接種を受ける機会のなかった、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対して、風しん抗体検査及びその検査結果が陰性であった者に予防接種を行うものであります。

尚、平成31年度につきましては、対象者のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対して重点的に実施することとなっております。

それでは、補正予算書の1頁をお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ525万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億9千206万9千円とするものでございます。

恐れ入ります、8、9頁をお願い致します。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康管理費、補正額525万9千円、事業別区分の1予防事業の11節需用費の53万5千円は、抗体検査や予防接種を受ける際のクーポン券や受診票等の印刷費でございます。

次に、12節役務費10万5千円は、対象者へのクーポン券の発送等に係る郵便料でございます。

続きまして、13節委託料461万9千円は、抗体検査及び予防接種に係る医療機関への委託料の他、クーポン券の発行や受診者管理の為の電算プログラム変更の委託料でございます。

続きまして、歳入でございます。6、7頁にお戻り頂けますでしょうか。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金186万9千円は、抗体検査に係る費用及び抗体検査に係るシステム改修費の2分の1の補助金でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金339万円は、財源調整として財政調整基金からの繰入金で措置をしております。

尚、一般財源となる予防接種費用につきましては、地方交付税措置がなされることとなっております。

以上で、議案第14号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。本予算案について、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮り致します。

議案第14号は、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員会付託を省略致します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第14号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第1号）は原案通り可決されました。

---

○議長（中村直幸君） 日程第15、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題と致します。

お手元に配付しております通り、議会運営委員長、広報特別委員長並びに生涯学習施設建設調査特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮り致します。

各委員長からの申し出の通り、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る1日に開会して以来、本日までの22日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議を頂き、厚くお礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からのご指摘及び意見を尊重して頂き、事務執行に反映されますよう、又、常に緊張感を持って職務に当たられますよう、強く要望致します。

それでは、これもちまして、平成31年第1回太子町議会定例会を閉会致します。



(午前 10 時 46 分 閉会)

○議長（中村直幸君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（浅野克己君） 平成 31 年第 1 回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る 1 日に開会以来、本日まで 22 日間という長い会期中、本会議並びに委員会におきまして慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出致しました全ての案件につきまして原案通りご議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会中に議員の皆様から頂きましたご意見等を十分に踏まえながら町政運営を進めて参りたいと考えておりますので、今後ともご協力よろしくお願い申し上げます。

さて、間もなく学校では入学式、社会では就職と、新しい門出の季節となりますが、平成 31 年度は 4 月には新たな元号が発表され、平成の時代が終わり、新たな時代の幕あけを向かえる年度でもあります。2020 年の東京オリンピック・パラリンピック、2025 年には大阪・関西万博の開催等、国内外から多くの観光客が大阪を訪れることが見込まれる中、この機を捉え、太子町の更なる飛躍を目指し、聖徳太子没後 1400 年記念実行委員会を中心に、地域の多様な主体との連携・協働のもと、本町の知名度アップ、シティプロモーション等における取り組みをより積極的に、かつ効果的に進めて参ります。

又、引き続き住民の皆様と共に、本町の未来をしっかりと見据え、着実に歩みを進めると共に、未来を生きる全ての世代が安全で安心して、そして、生き生きと輝いて暮らし続けられるしっかりとした礎を築き、誰もが住みたくなる、住み続けたくなるまち太子町を実現出来るよう、町政に取り組んで参ります。

最後になりますが、花の便りも聞かれ、日ごと春めいて参りました。議員の皆様におかれましては、ますますご多忙を極める時期と存じますが、今後におかれましても町政発展の為に、更にご尽力を賜りますよう心からご祈念申し上げますと共に、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村直幸君） 本日はどうもご苦勞様でした。これにて散会と致します。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長                      中 村 直 幸

太子町議会議員                      阪 口        寛

太子町議会議員                      西 田 いく子